

岩手町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 1 月

岩手町

目次

1. 計画の策定にあたって	
1.1 計画策定の目的	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 対象とする施設、インフラ資産	2
1.4 計画期間	2
2. 公共施設等の現状と課題	
(1) 公共施設	3
(2) 道路・橋梁	5
(3) 水道・下水道	7
3. 本町の公共施設等を取り巻く現状と課題	
3.1 人口の推移と将来推計	9
3.2 財政の現状分析	12
3.3 公共施設等の管理にかかる課題	16
4. 公共施設とインフラ資産にかかる将来コスト	
4.1 更新費用の算出方法	17
4.2 将来コストの推計	20
(1) 公共施設	20
(2) 道路・橋梁	21
(3) 水道・下水道	23
4.3 すべての公共施設・インフラ資産にかかる将来コスト	25
5. 適正管理に関する基本的な考え方	
5.1 公共施設等の適正管理のための3つの柱	28
(1) 施設保有量の適正化	28
(2) 管理運営の効率化	31
(3) 安全性の確保と長寿命化	33
5.2 主な施設・インフラ資産の今後の整備・維持管理方針	35
5.3 計画の推進体制（フォローアップの方針）	36
6. おわりに	
6.1 おわりに	38

1. 計画の策定にあたって

1.1 計画策定の目的

岩手町は、昭和 30（1955）年 7 月に沼宮内町、御堂村、一方井村、川口村の 1 町 3 村が合併して誕生しました。本町は盛岡市の北部に隣接し、町の面積の約 76%が山林・原野となっており、豊かな自然に囲まれています。町には東北新幹線と IGRいわて銀河鉄道の駅があり、さらに東北自動車道滝沢 ICと西根 ICにも近いことから、鉄道・自動車的高速交通網の利便性の高い地域となっています。

これまで、本町では「道の駅 石神の丘」や「スポーツ文化センター 森のアリーナ」など、多くの公共施設の整備が行われてきました。公共施設の機能としては、子育て支援、高齢者福祉、産業振興や文化・スポーツなど、多岐にわたっており、施設の機能に応じた利用がなされています。町民の生活の質向上に対し、公共施設が果たす役割は非常に大きいと考えられます。

しかし、道路・橋梁、水道・下水道など、生活に必須となるインフラ資産を含めた公共施設（以下「公共施設等」という。）のうち 53.4%が既に建築・整備後 30 年を経過しており、老朽化が着実に進行しています。こうした公共施設等は大規模改修（耐震改修）や建て替えを定期的実施しなければ、安心して利用することができなくなる可能性があります。災害時に避難所として指定されている施設は、定期的な点検を実施し、非常時においても安心して利用できるような施設にしなければなりません。

一方で人口減少の進行により、将来的な税収の減少が見込まれます。地方交付税の措置も今後は厳しくなると考えられることから、すべての施設を維持・更新していくことは非常に困難と言えます。また、人口減少は施設利用者の減少を招きます。施設を利用した活気ある地域づくり、町民主体の活動を支援することが徐々に困難になっていくことが予想されます。岩瀬張小学校、北山形小学校、東部中学校が平成 27（2015）年度をもって閉校するなど、既に人口減少と少子高齢化の影響を見てとることができます。

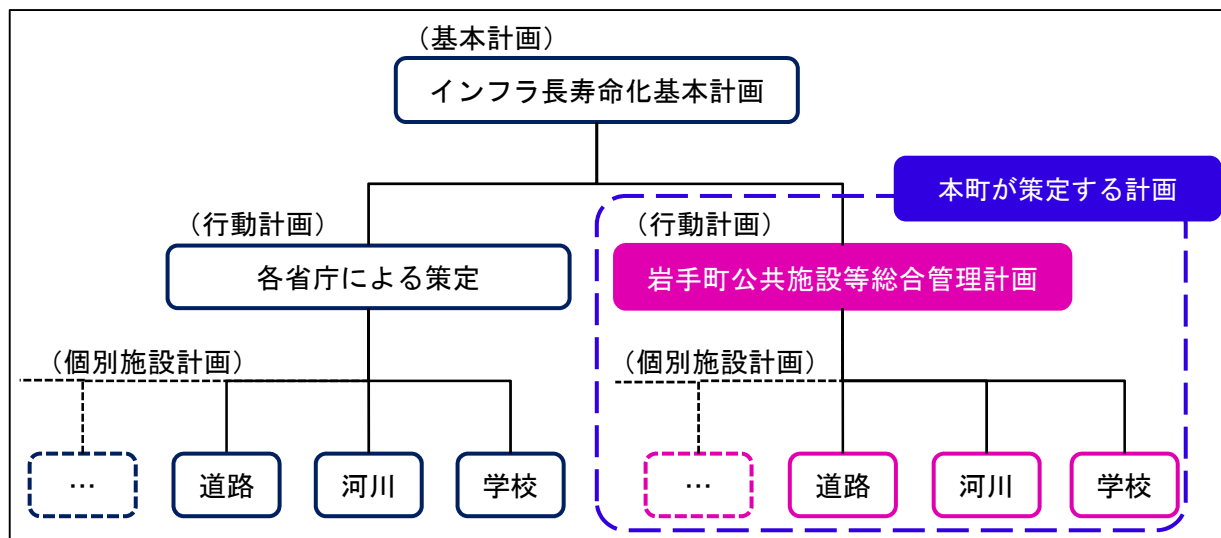
このような課題は、本町に限らず他の自治体においてもみられています。国においては、インフラ長寿命化計画を策定するとともに、地方に対しても公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を示すなど、公共施設等に求められる安全性・機能を今後も確保していくための支援を実施するとしています。

本町における公共施設等の全体を把握し、長期的な視点に基づいて更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施することにより、財政負担の軽減・平準化を目指すとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目指し、「岩手町公共施設等総合管理計画」を策定します。

1.2 計画の位置づけ

国においては、急速に進行するインフラの老朽化対策として、平成 25（2013）年 11 月にインフラ長寿命化基本計画を策定しています。これを受けて、平成 26（2014）年 4 月の総務大臣通知では、地方公共団体に対し、速やかに公共施設等総合管理計画を策定するよう要請しています。こうした国の動向を踏まえ、本町における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画として、本計画を位置づけることとします。

図表 1 インフラ長寿命化計画の体系イメージ



1.3 対象とする施設、インフラ資産

本町には、小中学校をはじめとする学校教育施設やゆはず交流館などの文化施設、公営住宅やスポーツ施設、公民館など、町民に広く利用されている公共施設が多くあります。その他町民が快適な生活を送るためのインフラとして、道路や橋梁、水道及び下水道を整備しています。

本計画では、町が所有する建物に加え、道路、橋梁、水道及び下水道などの公共インフラすべてを対象とすることを原則とします。なお、一部の構造物については、本計画内のグラフでは対象外としています。

1.4 計画期間

計画期間は 10 年間（平成 29（2017）年度～平成 38（2026）年度）とします。また、本計画は状況に応じて随時見直しを行うこととします。

2. 公共施設等の現状と課題

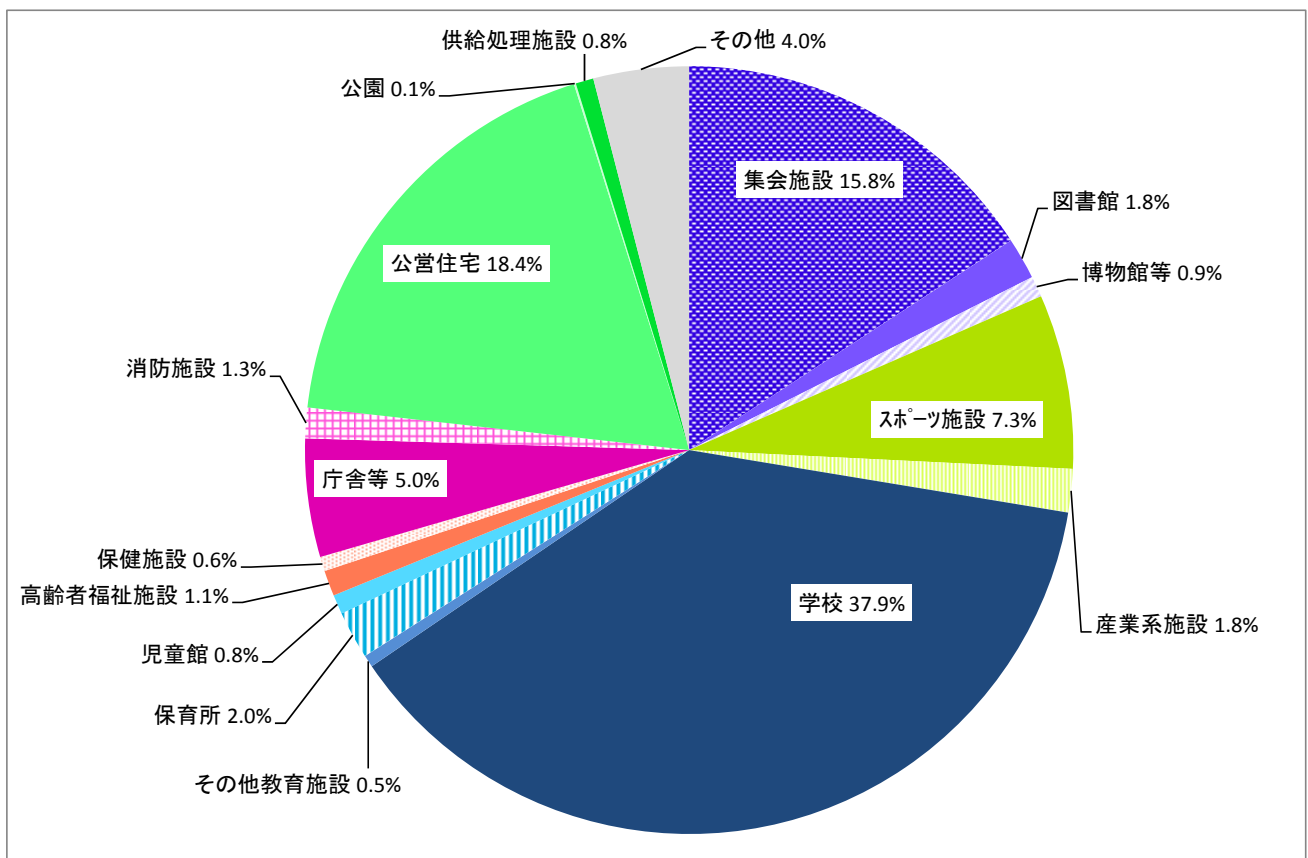
(1) 公共施設

平成 27 (2015) 年度末時点で、本町が所有する公共施設の総延床面積は 105,954.86 m²となっています(水道施設及び下水道施設、構造物を除く)。町民一人あたりの延床面積は約 7.74 m²と計算されますⁱ。これは全国平均の 3.22 m²と比べると約 2.4 倍となっていますⁱⁱ。人口 1 万人以上 3 万人未満の自治体に限ってみても、一人あたりの延床面積の平均は 5.24 m²であることから、全国的にみても、本町の公共施設の整備量は比較的多いと言えます。

また、旧耐震基準下において整備された公共施設の延床面積は 44,948.90 m²で、本町が抱える公共施設の 42.4%を占めています。これらの施設を今後も利用する場合は、耐震診断を行い、基準を満たさないものは耐震工事を実施する必要があります。

建築用途別では、「学校」が 37.9%で最も多く、次いで「公営住宅」が 18.4%、「集会施設」が 15.8%と上位 3 つの施設の中でも、特に「学校」が非常に大きな割合を占めています。

図表 2 建物面積の内訳 (公共施設)



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

ⁱ 平成 27 年国勢調査人口等基本集計(13,692 人)による。

ⁱⁱ 総務省自治財政局財務調整課『公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果』より参照。

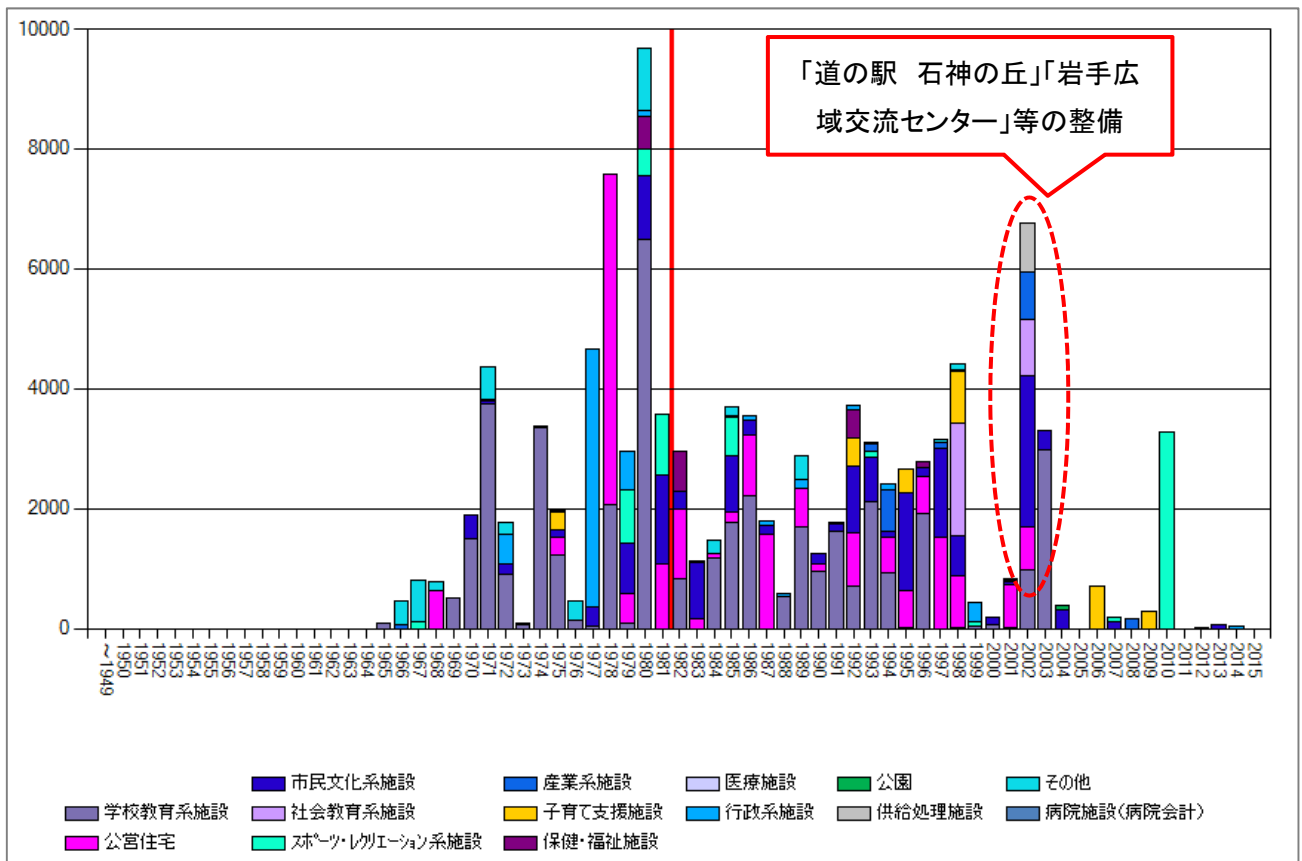
公共施設の整備延床面積を年度別にみると、大きなピークがあることがわかります。昭和 52（1977）年度から昭和 55（1980）年度にかけて、学校教育系施設や公営住宅など、多くの施設整備を行っています。この時期に建設された施設は耐震基準が変更される前のものであり、今後施設の存続も含め、大規模改修や建て替えを早急に検討していく必要があります。なお、旧耐震基準に基づいて建築されたものは、全体の 42.4%を占めており、うち 20.2%は耐震化工事を既に実施しています。学校教育系施設及び公営住宅は現在の耐震基準となっていますが、耐震性能を満たさず、今後も利用していく必要のある施設は、耐震化工事が必要です。耐震性能が不明な建物は、耐震診断を行ったうえで、耐震化が必要と判断された場合、今後の展望を踏まえ、利用していく場合は耐震化工事、利用しない場合は除却等の処置が必要となります。

その後は整備が落ち着き、学校教育系施設や公営住宅等を中心として整備が進んでいましたが、平成 14（2002）年度には、産業振興機能、社会教育機能、文化機能など、複合的な機能を有する「道の駅 石神の丘」や「岩手広域交流センター」等を整備したことにより、産業系施設、社会教育系施設、市民文化系施設の整備量が増加しています。その後も増築など、機能改善が図られています。平成 22（2010）年度には新規に「スポーツ文化センター 森のアリーナ」が整備され、町民の健康福祉等に寄与しています。

全体的にみると、大規模な施設整備を所々で行ってきましたが、近年はほとんど新規整備を行っていないことがわかります。

図表 3 年度別にみた公共施設の整備延床面積の推移

単位：㎡



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

(2) 道路・橋梁

平成 27 (2015) 年度時点で、本町が所有する町道は 502 路線あり、その総延長ⁱⁱⁱは 503,812m、改良率は 55.35%となっています。未舗装の道路も 238,712mあります。また、本町が所有する橋梁は 159 橋、その面積は 11,381 m²となっています。

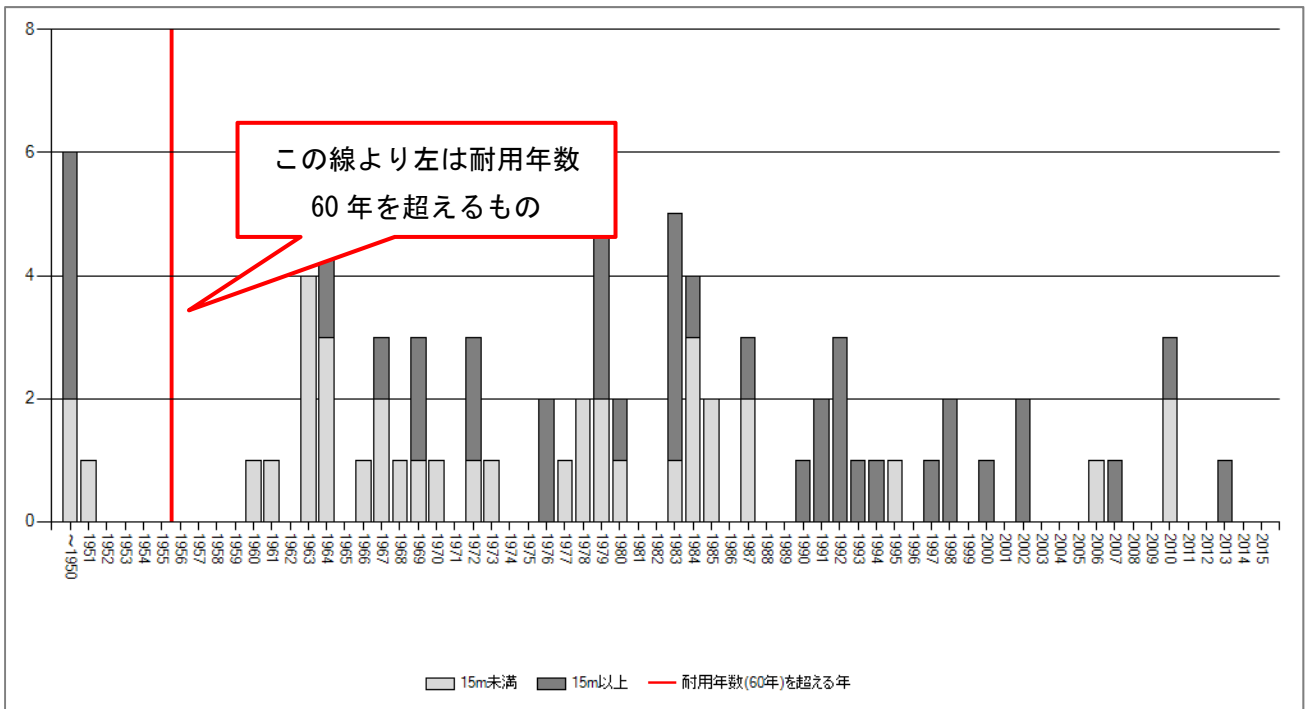
本町では 15m未満の比較的小規模な橋梁を多く整備してきました。橋梁の年度別整備数をみると、耐用年数を超える橋梁が 7 橋あることがわかります。今後も耐用年数を迎える橋梁があることから、計画的に維持・修繕工事を実施していく必要があります。架設年度がわからない橋梁も半数程度ありますが、橋梁の調査を行い、個々の状況に応じた対処が必要です。

橋梁の面積を構造別、年度別にみると、本町で整備してきた橋梁は、そのほとんどがコンクリート橋（P C 橋・R C 橋）と鋼橋であることがわかります。

ⁱⁱⁱ 町内にある国道及び県道は除く。また、町道には農道を含まない。

図表4 年度別にみた橋梁の整備数

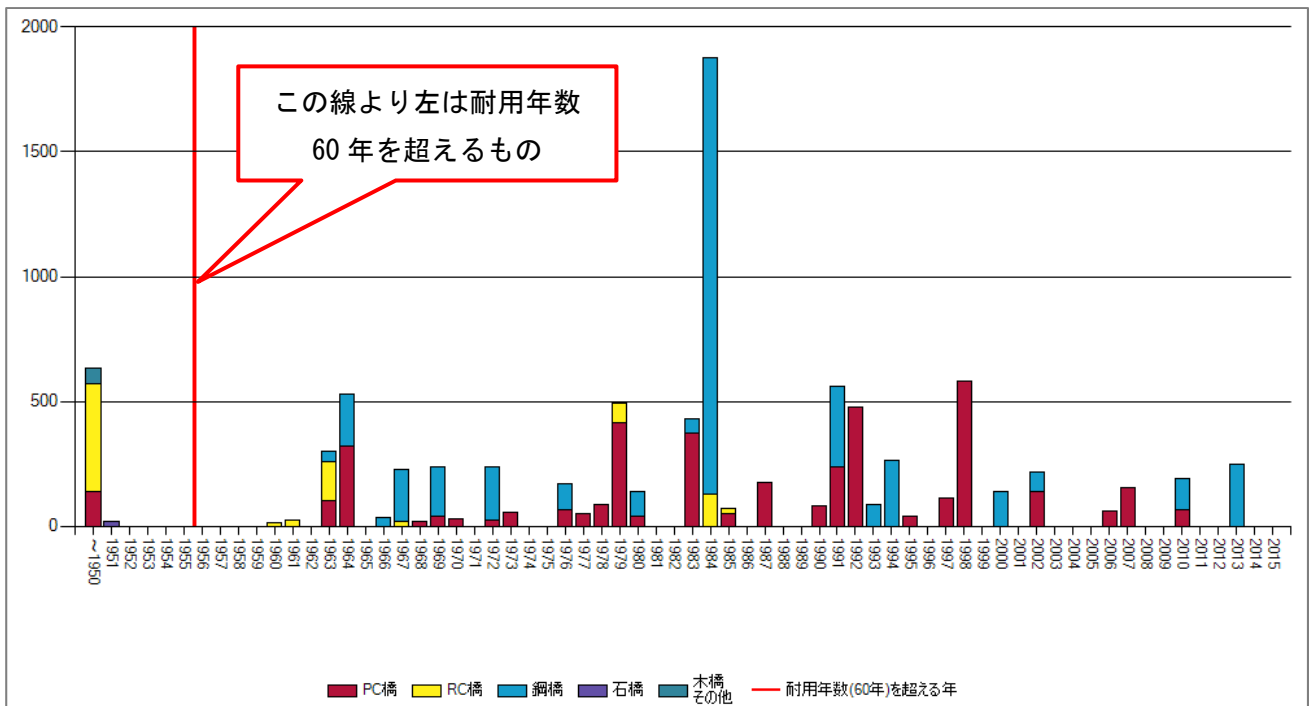
単位：本



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成
※架設年度が不明な橋梁はグラフより除外されている。

図表5 構造別、年度別にみた橋梁の整備面積

単位：㎡



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成
※架設年度が不明な橋梁はグラフより除外されている。

(3) 水道・下水道

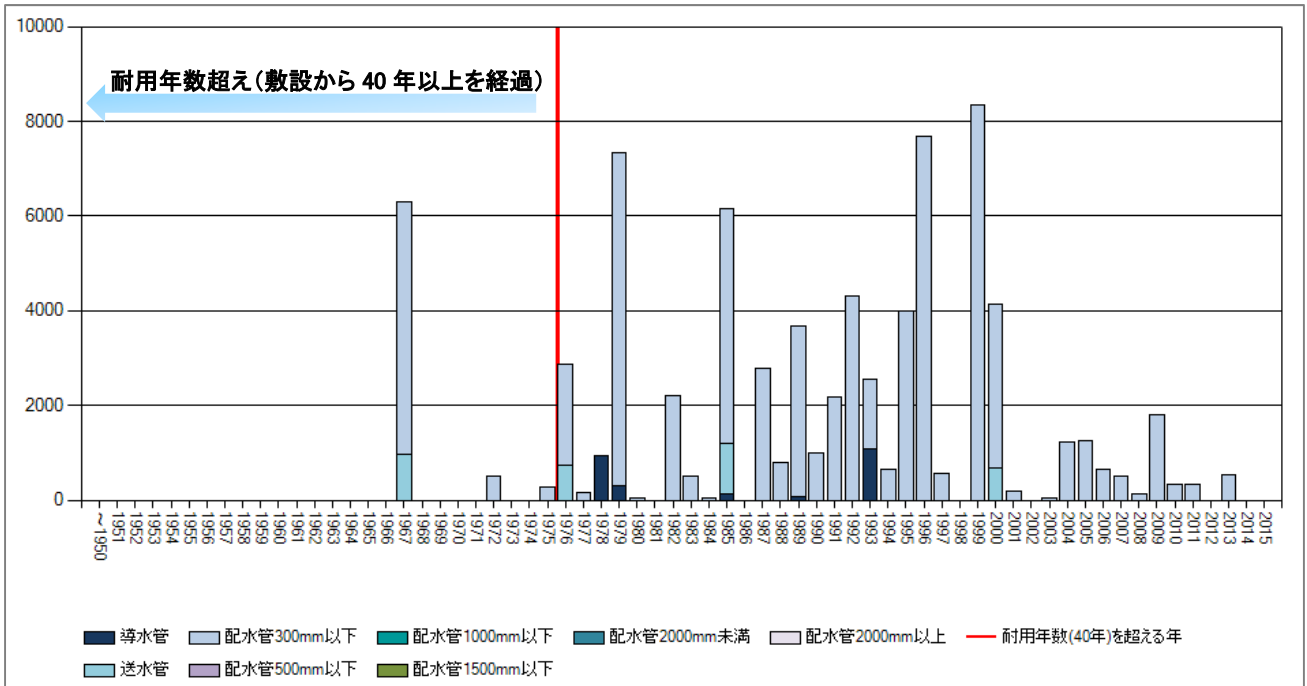
平成 27 (2015) 年度時点で、本町が所有する水道の総延長は 100,303m であり、うち導水管は 3,048m、送水管は 6,948m、配水管は 90,307m となっています。水道普及率は 69.8% となっています^{iv}。現在に至るまで給水区域の拡大を図るとともに、老朽化した管の更新を行っています。なお、石綿管の交換は完了しており、現在は敷設していません。今後更新が必要となる水道管は主に 1974 年度 (昭和 49 年度) に整備したもので、順次計画的に更新、除却をするとともに耐震化を図る必要があります。

また、本町が所有する下水道の総延長は 38,527m となっています。下水道普及率は 36.9%、下水道接続率は 66.7% となっています。下水道管は平成 8 (1996) 年度以降に整備しているため、早急に更新が必要となるものはありませんが、老朽化の進行に合わせて計画的な更新と除却が必要となります。また、下水道施設を含めた固定資産台帳を現在整備しており、平成 29 (2017) 年度に完成する予定となっています。固定資産台帳とも連携させながら、資産の活用に努めていく必要があります。

^{iv} 岩手県環境生活部県民くらしの安全課『平成 26 年度岩手県の水道概況』より参照。なお、飲料水供給施設も含めた給水人口割合は 70.3% となっている。

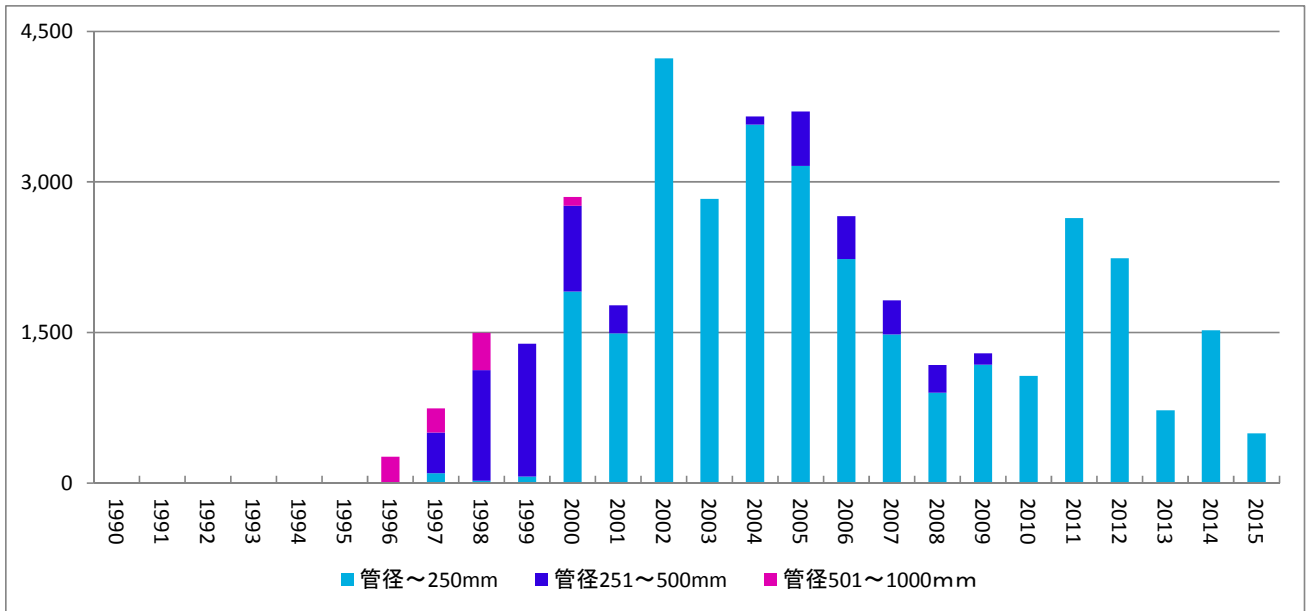
図表6 年度別にみた水道の整備延長

単位：m



図表7 年度別にみた下水道の整備延長

単位：m



3. 本町の公共施設等を取り巻く現状と課題

3.1 人口の推移と将来推計

本町の人口について、昭和 55（1980）年から平成 72（2060）年までの推移と推計をみると、昭和 55（1980）年以降、減少局面にあることがわかります。減少傾向は今後も継続すると見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）推計に準拠した推計（平成 27（2015）年以降）では平成 72（2060）年に 5,234 人まで減少するとされています。平成 22（2010）年の約 3 分の 1 にまで人口規模が縮小する可能性が示されています。

年齢構成別にみると、財政負担の中心的な役割を果たす生産年齢人口（15 歳～64 歳）は、少子高齢化の進展に伴い、昭和 55（1980）年には既に減少傾向にありました。今後も生産年齢人口は減少するものと予測され、昭和 55（1980）年の 13,399 人から、平成 72（2060）年には約 82.6%減の 2,336 人にまで減少することが予測されています。

一方、老年人口をみると、昭和 55（1980）年以降、平成 32（2020）年まで増加が継続すると見込まれています。それ以降は減少傾向で推移し、平成 72（2060）年には 2,561 人となると推計されています。高齢化率でみると、昭和 55（1980）年には 9.7%となっていました。急激な上昇をみせ、平成 22（2010）年には既に 31.2%となっています。平成 72（2060）年には 48.9%と予測されており、町民のほぼ 2 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる可能性が示されています。老年人口の増加に伴う社会保障費の増大は今後も継続し、現役世代の負担はさらに大きくなるものと考えられます。

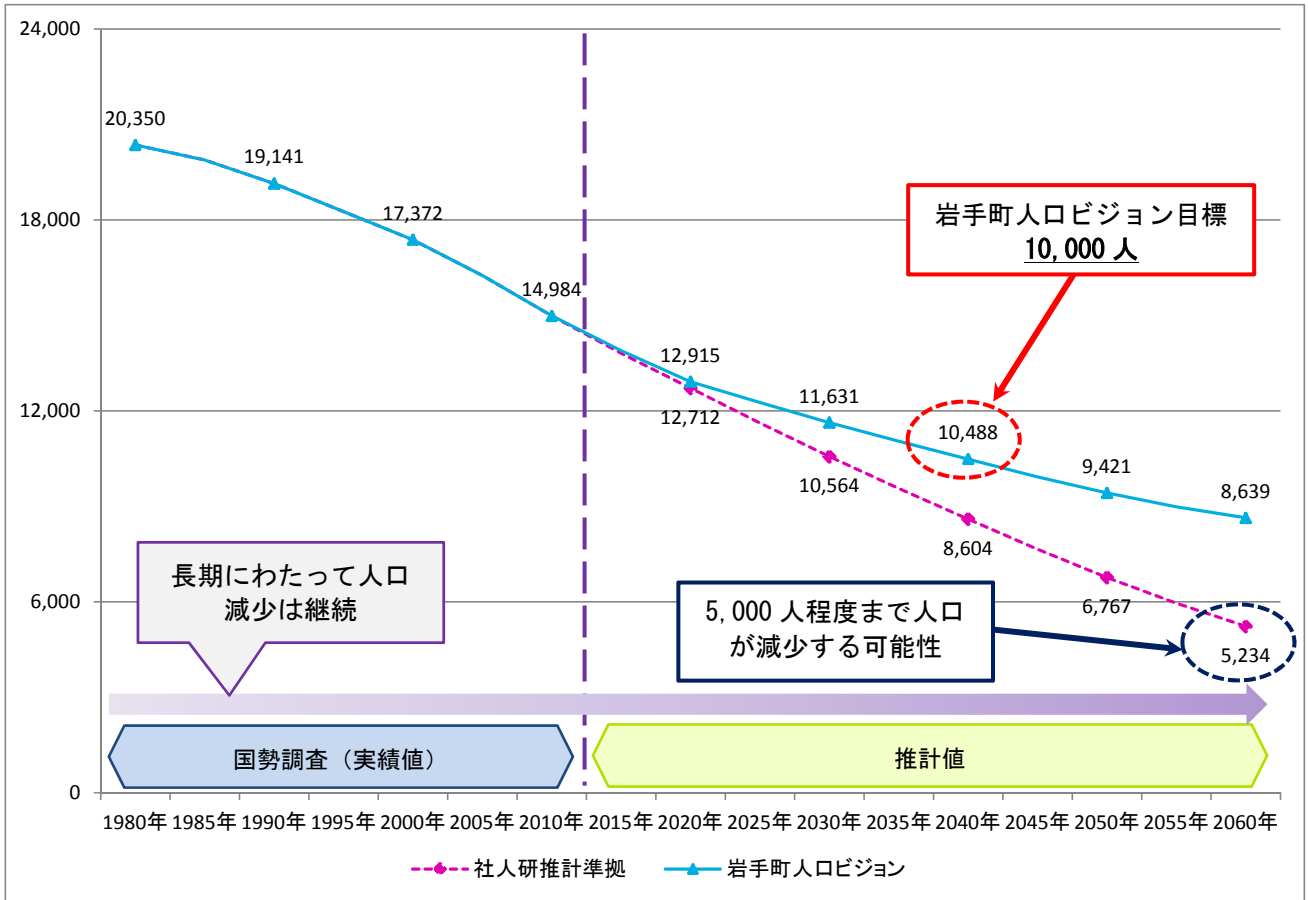
平成 27（2015）年度に本町で人口減少対策に向けて策定した「岩手町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、平成 52（2040）年における目標人口として、10,000 人を掲げています。「岩手町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進し、本町の人口減少対策が 100%の効果を発揮したとしても、減少傾向は長期的に継続することが見込まれており、現在の人口を維持することは非常に難しいといえます。

人口減少は、経済規模の縮小にもつながるため、本町の産業の衰退を招きます。これにより、事業者からの税収も低下することとなります。また、公共施設等の利用者数も減少することとなり、利用されなくなる施設などが発生することも予想されます。

これらのことから、将来の本町を担う世代に可能な限り負担をかけないための公共施設、インフラ資産の管理を計画的に行っていく必要性が非常に大きくなっています。

図表8 本町の人口推移と将来推計

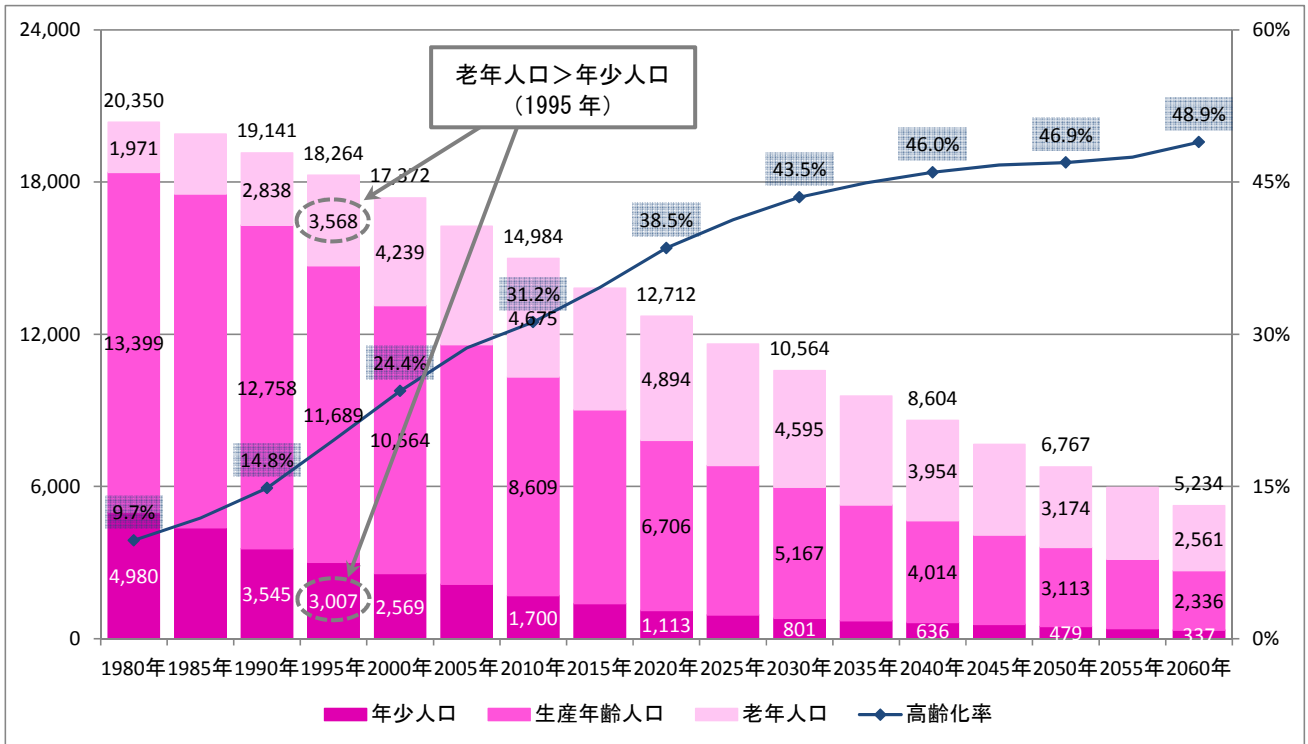
単位：人



資料：国勢調査、岩手町人口ビジョンより作成

図表9 本町の年齢3区分別人口と高齢化率の推移と将来推計（社人研推計準拠）

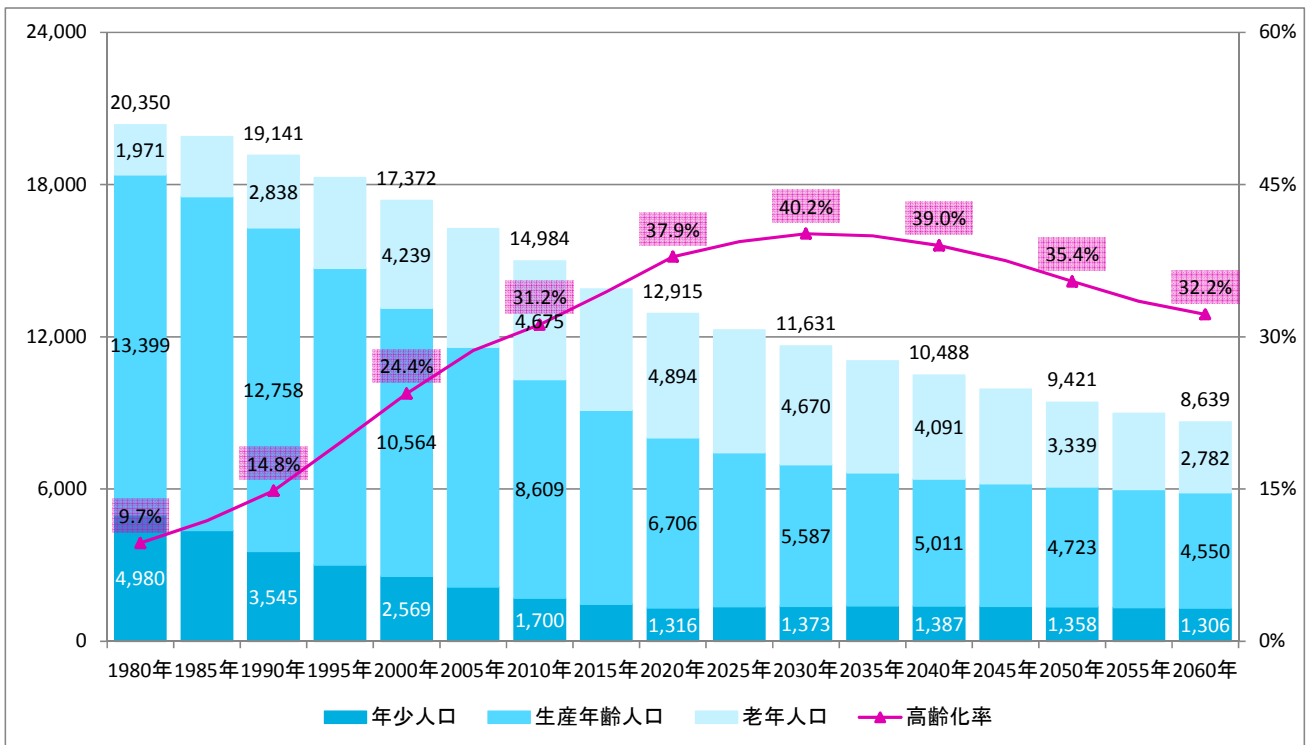
単位：人



資料：国勢調査、岩手町人口ビジョンより作成
 ※端数処理により、年齢3区分人口の合計は、必ずしも総人口と一致しない。

図表10 本町の年齢3区分別人口と高齢化率の推移と将来推計（岩手町人口ビジョン）

単位：人



資料：国勢調査、岩手町人口ビジョンより作成
 ※端数処理により、年齢3区分人口の合計は、必ずしも総人口と一致しない。

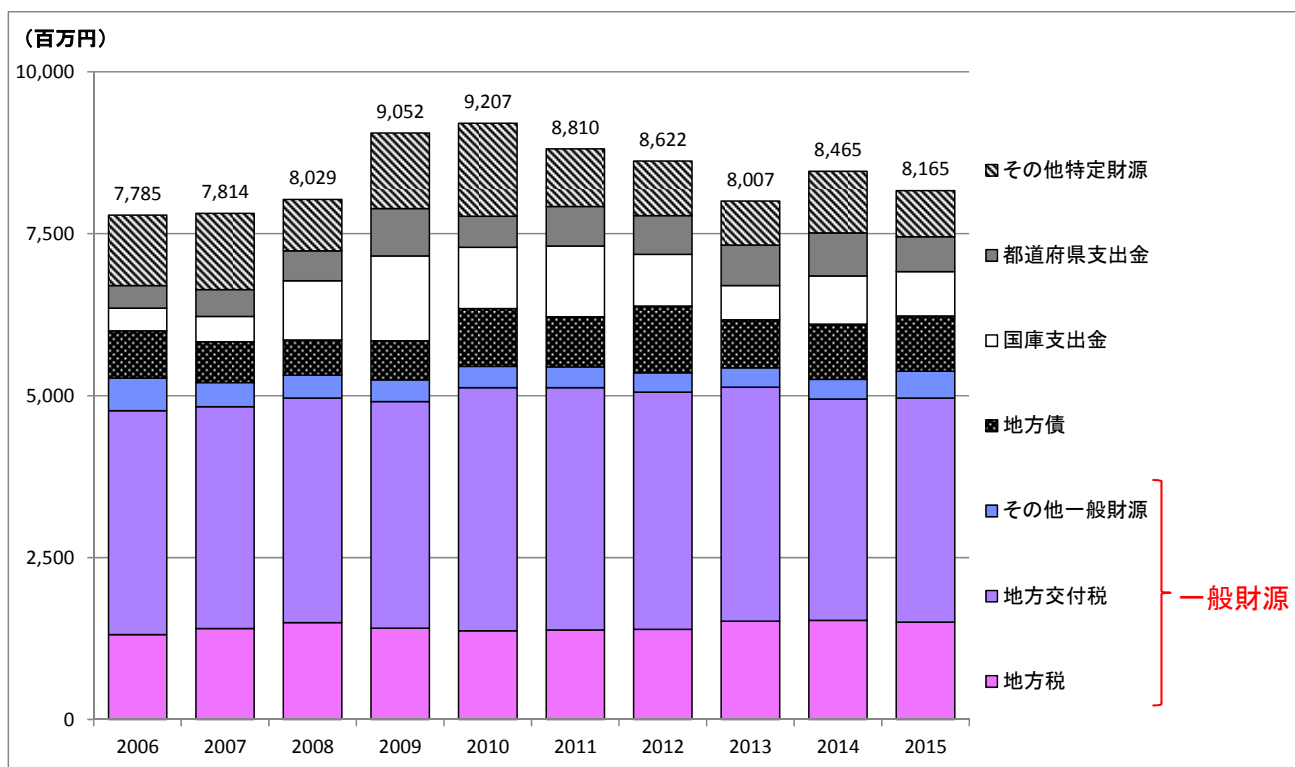
3.2 財政の現状分析

過去 10 年間の本町の歳入決算額の推移は以下のとおりです。

平成 18（2006）年度から平成 20（2008）年度にかけては 80 億円程度で推移しています。平成 21（2009）年度になると、国庫支出金の増額などにより、90 億円程度まで増加しています。その後は減少傾向にあり、平成 27（2015）年度には 80 億円強となっています。

本町の歳入のうち、財源の用途が特定されず、どのような経費にも利用することができる一般財源（地方税、地方交付税、その他一般財源の合計）の推移をみると、ほぼ横ばいで推移していますが、地方交付税等の依存財源の影響が大きいため、今後も引き続き財源確保に努める必要があります。長期的には、先述の「3. 本町の現状と課題（3.1 人口の推移と将来推計）」で示したように、人口がさらに減少していく見込みとなっていることから、今後は一般財源の減少可能性も視野に入れる必要があります。

図表 11 本町の歳入決算額の推移（普通会計決算）



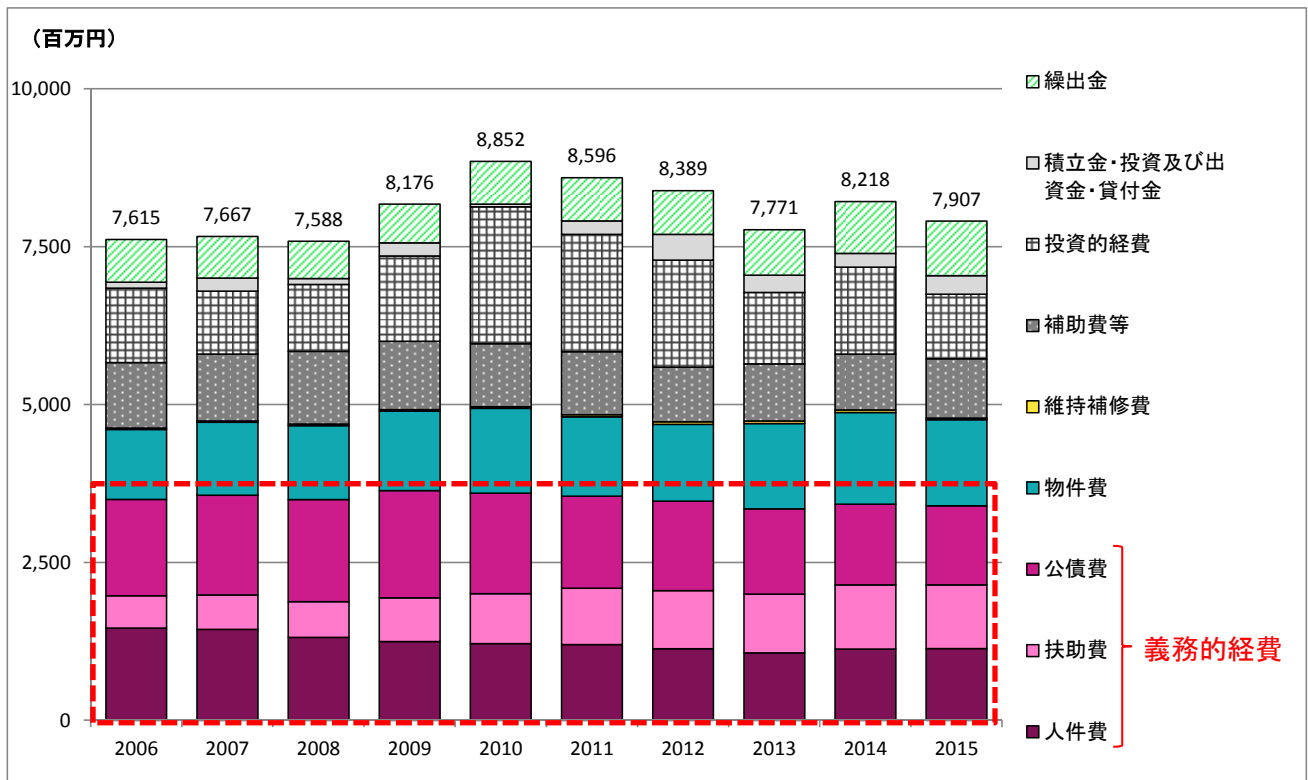
資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

過去 10 年間の本町の歳出決算額の推移は以下のとおりです。本町では、「岩手町集中改革プラン」や「岩手町行財政改革プログラム」など、「地方行政サービス改革」による行財政改革を推進してきました。人件費や公債費などが緩やかな減少傾向を示していますが、こうした歳出削減の努力が結果として表れている一方で、扶助費は増加傾向にあります。これは、高齢者の増加や、児童福祉費の増大、福祉に関する新たな制度が国によって整備されたことが大きな要因となっています。

人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費（支出することが制度的に義務付けられており、簡単に削減することができない支出）についてみると、この 10 年間では低下傾向がみられていますが、今後もさらに老年人口が増加することが見込まれ、扶助費が増加していくことが予想されることから、今以上の義務的経費の軽減は非常に難しいものと考えられます。

義務的経費が増加すると、町独自の施策に使うことができる予算が少なくなります。維持補修費は義務的経費を除いた歳出（裁量的経費）から支出されているため、少子高齢化と人口減少が進行すると、公共施設や道路等のインフラ資産の改修が進まず老朽化し、安全に利用することができなくなる恐れがあります。

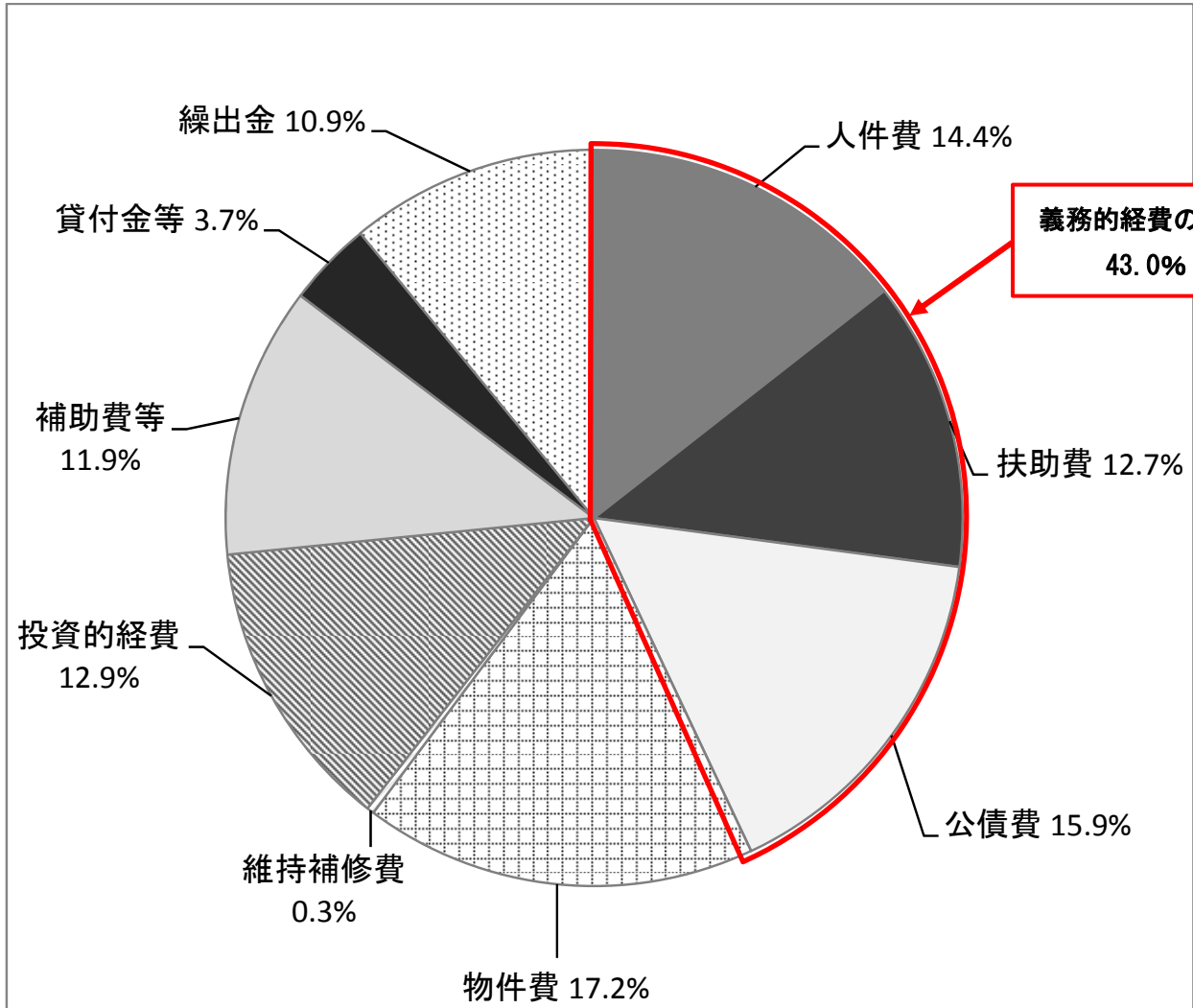
図表 12 本町の歳出決算額の推移（普通会計決算）



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

平成 27 (2015) 年度における歳出決算額の性質別内訳については以下のとおりです。人件費と扶助費、公債費を合わせた義務的経費は 43.0%と、年間の歳出の5分の2以上を占めています。

図表 13 平成 27 (2015) 年度における歳出決算額の性質別内訳 (普通会計決算)



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

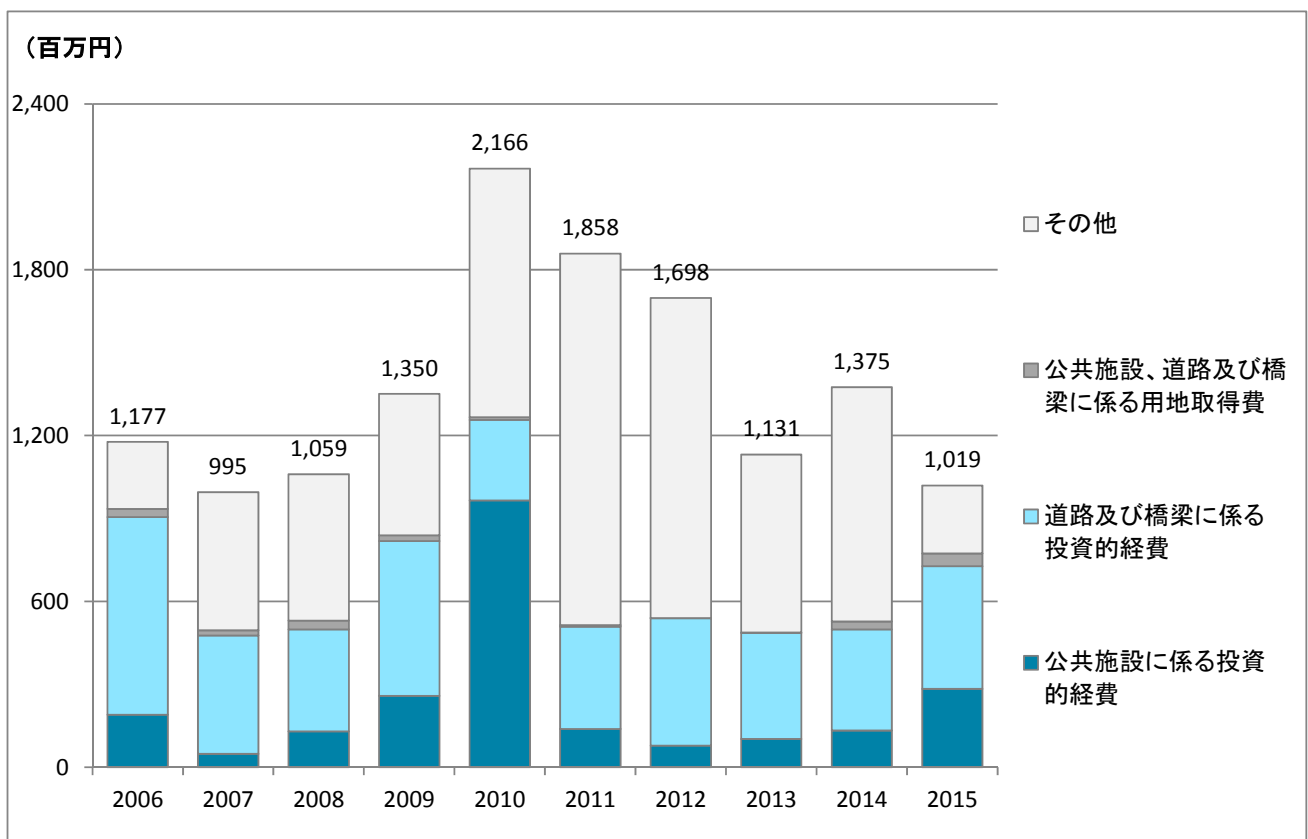
過去 10 年間における投資的経費の内訳と推移は以下のとおりです。本町では、大幅な金額を要する建物の維持補修や新規整備に要した費用を「投資的経費」として計上しています。

本町では、ほぼすべての年度で 10 億円を超える金額が投資的経費として計上されています。維持・修繕を含め、多額の費用が必要であることを示しています。

道路及び橋梁についてみると、ほぼ同額の投資的経費が投じられています。また、公共施設に投じた投資的経費をみると、年度によって上下の幅が大きくなっていることがわかります。公共施設等の修繕や改修にも補助事業等が利用されており、必ずしも町単独で賄えているわけではありません。

今後、補助メニューの縮小や条件の厳格化などが生じた場合、こうした補助事業は利用できなくなる可能性もあります。必要な補助が十分に受けられるよう、入念な調査と準備が必要です。さらに、除却等に向けても、基金などの積立を行いながら、十分に対応できるようにしなくてはなりません。維持・補修及び除却の計画的な実施が今まで以上に求められています。

図表 14 本町の投資的経費の内訳と推移（普通会計決算）



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

3.3 公共施設等の管理にかかる課題

本計画の策定にあたり、公共施設等が抱える課題などについて、各所管課を対象とするヒアリングを実施しました。ヒアリングによって把握できた課題は以下のとおりです。

図表 15 把握された課題等（公共施設等全体）

把握された課題	課題の概要
1 各施設の設置目的と利用実態の乖離	集会施設など、利用実態はほとんど同一であるにもかかわらず、建設時に利用した補助メニューによって、所管課が異なる施設が存在しています。施設の更新にあたっては、まとめて修繕を実施した方がコストを抑えることができることから、施設の利用実態を精査しながら、各部署における所管施設を整理する必要があります。
2 費用対効果と施設の利用対象者	各施設においては、置かれた環境や利用状況によって老朽化の進行度は様々です。今後は人口減少により、施設の利用者全体が減少していくと見込まれることから、今後も長期にわたって利用していくことが見込まれ、対処の優先度の高い施設から更新を進めていく必要があります。更新にあたっては、各施設の公共性・必需性を十分に考慮する必要があります。
3 安全性の向上	防災拠点や指定避難所等はもちろんのこと、災害時においても安全に利用できることは、これからの施設に求められる機能の1つと言えます。個別の施設のみで考えるのではなく、各施設とも連携しながら、あらゆる災害に十分に対応できるような性能を備える必要があります。
4 施設管理における役割分担と費用負担	集会施設など、施設によって、利用者が限定されるものがあります。管理実態として、施設ごとに管理主体が異なる場合もあり、公平性が十分に確保されているとは言えません。地域によっては人口減少により、利用者の減少及び維持費負担の増加が見込まれます。地域間の公平性を確保しつつも、地域の利便性確保に向けて取り組む必要があります。
5 協働による施設の活用	遊休施設は現在、普通財産として管理を行っています。一部施設は倉庫などとして利用されていますが、利用がなされていないものもあります。こうした遊休施設は人口減少により、今後も増えていく可能性が高いと見込まれます。 遊休施設は放置しておく、老朽化が進み、建材が飛散するなどにより施設周囲に被害を与える可能性があります。遊休施設については行政だけではなく、住民や団体、企業等とも連携しながら活用手法について探っていく必要があります。活用が図れない施設については、危険性の除去のため、除却を行っていく必要があります。

このように、現在保有している公共施設等の管理においては、今後はその手法や体制の見直しを行い、適切な維持管理ができるよう、努めていく必要があります。公共施設等をつくって終わりではなく、維持管理にも多額の費用、人員が必要です。「あればよい」というこれまでのあり方から脱却し、「中身のある」公共施設等に変化させていかななくてはなりません。

4. 公共施設とインフラ資産にかかる将来コスト

4.1 更新費用の算出方法

ここでは、本町が保有する公共施設とインフラ資産にかかる更新費用を試算します。本試算を行うにあたっては、平成 24（2012）年度に財団法人地域総合整備財団が提供したアプリケーションソフトを利用しています。

単価や更新年次は平均的、一般的なものであり、本推計はあくまで目安として示されるものであるため、実際に掛かる費用を示すものではありません。また、構造物は推計に含まれていません。

〈公共施設・インフラ資産の修繕・更新等にかかる更新費用の算出〉

公共施設に関する試算では、試算ソフトに準じ、施設の大分類ごとに、建て替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。耐用年数は、標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる 60 年を採用し、建築附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数がおおむね 15 年であることから、2 回目の改修である建築後 30 年で建築物の大規模改修を行い、その後 30 年で建て替えるものと仮定します。更新単価については、以下のとおりです。

	更新（建て替え）	大規模改修
文化系、社会教育系、行政系等施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	36 万円/㎡	20 万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33 万円/㎡	17 万円/㎡
公営住宅	28 万円/㎡	17 万円/㎡

道路の試算については、試算ソフトの算出方法に準じ、下表のように耐用年数と更新単価を設定します。

	耐用年数	更新単価
道路	15 年	4,700 円/㎡

橋梁の試算については、試算ソフトの算出方法に準じ、下表のように耐用年数と更新単価を設定します。

	耐用年数	更新単価
PC橋	60年	425 千円/㎡
RC橋		425 千円/㎡
鋼橋		500 千円/㎡
石橋		425 千円/㎡
木橋		425 千円/㎡

水道の試算については、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定します。また、水道処理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定します。

管径別の更新単価については、下表のとおりです。

	管径	耐用年数	単価
導水管・送水管	300mm 以下	40年	100 千円/m
	300～500mm 未満		114 千円/m
	500～1000mm 未満		161 千円/m
	1000～1500mm 未満		345 千円/m
	1500～2000mm 未満		742 千円/m
	2000mm 以上		923 千円/m
配水管	50mm 以下	40年	97 千円/m
	75mm 以下		
	100mm 以下		
	125mm 以下		
	150mm 以下		
	200mm 以下		
	250mm 以下		103 千円/m
	300mm 以下		106 千円/m
	350mm 以下		111 千円/m
	400mm 以下		116 千円/m
	450mm 以下		121 千円/m
	500mm 以下		128 千円/m
	550mm 以下		
	600mm 以下		

下水道の試算については、年度から法定耐用年数の 50 年を経た年度に更新すると仮定します。また、下水処理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定します。

管径別の更新単価については、以下のとおりです。

	耐用年数	更新単価
250mm 以下	50 年	61 千円/m
251mm～500mm 以下		116 千円/m
501mm～1000mm 以下		295 千円/m
1001mm～2000mm 以下		749 千円/m
2001mm～3000mm 以下		1,680 千円/m
3001mm 以上		2,347 千円/m

4.2 将来コストの推計

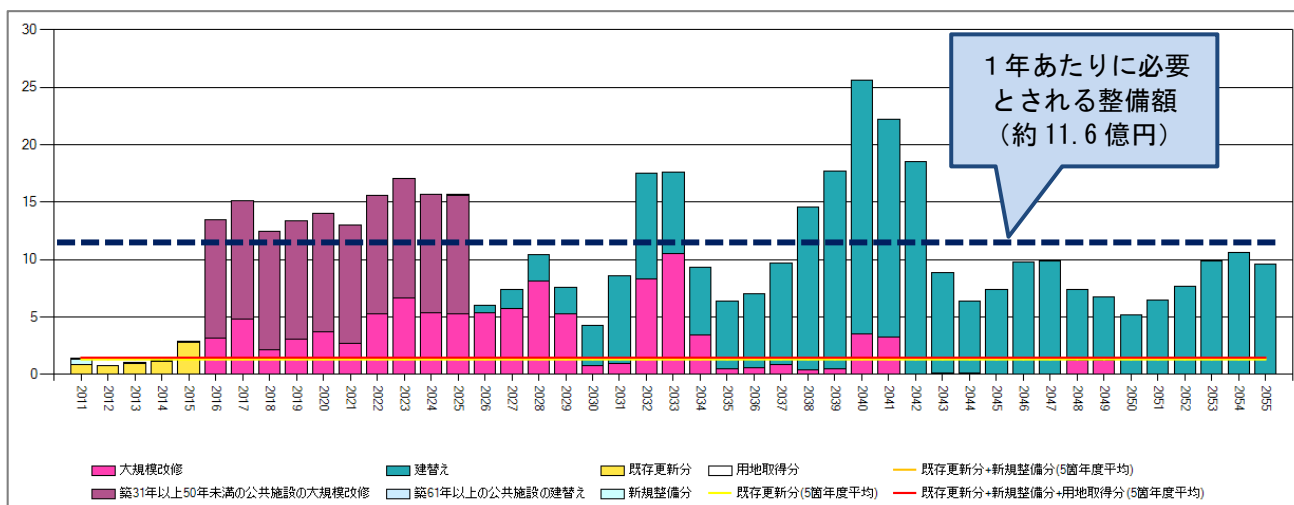
(1) 公共施設

今後本町が保有する公共施設の更新費用を推計すると、以下のグラフのようになっています。平成 23 (2011) 年度から平成 27 (2015) 年度の直近 5 年間に公共施設に投じた投資的経費の平均は、約 1.5 億円となっていました。今後 40 年間の更新費用総額は約 461.6 億円と試算されており、1 年あたりでは約 11.6 億円となっています。これは、直近 5 年間で投じた投資的経費の平均の約 7.6 倍となっており、このまま本町が現在保有している施設を維持し続けていく場合は、非常に大きな負担となることを示しています。

平成 28 (2016) 年度からは大規模改修がピークとなり、平成 42 (2030) 年度からは、多くの施設で建て替えが必要になると見込まれます。平成 52 (2040) 年度頃には、多額の経費が必要となる可能性があります。財政的な負担を減らすためには、施設の更新時において施設の集約化、複合化、民間施設の活用などを行うことにより、施設総量の縮減と施設利用の効率性の向上を推進していく必要があります。

図表 16 公共施設にかかる将来の更新費用の推計

単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

図表 17 公共施設にかかる直近 5 年間の投資的経費

単位：千円

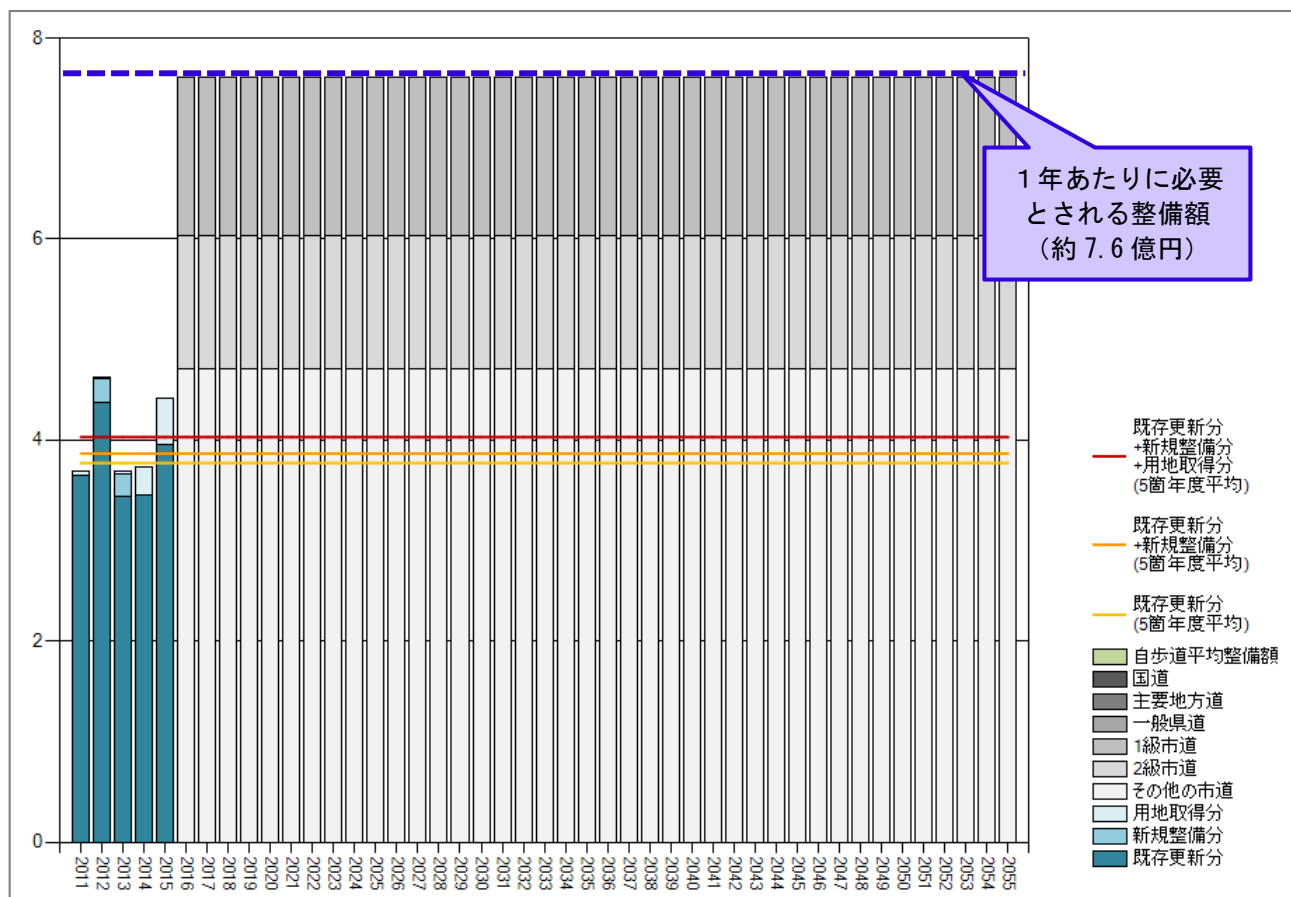
年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2011 (平成 23) 年度	84,100	53,682	315	138,097
2012 (平成 24) 年度	77,692	0	0	77,692
2013 (平成 25) 年度	93,593	8,504	0	102,097
2014 (平成 26) 年度	114,644	17,794	1,244	133,682
2015 (平成 27) 年度	277,090	5,932	0	283,022
平均	129,423.8	17,182.4	311.8	146,918.0

(2) 道路・橋梁

今後道路の更新を行っていくにあたり、必要とされる更新費用は以下のグラフのとおりです。今後40年では約304.2億円、1年あたりで約7.6億円が必要となり、直近の投資額の5年間の平均^vの約1.8倍となっています。

図表 18 道路にかかる将来の更新費用の推計

単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

図表 19 道路にかかる直近5年間の投資的経費

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2011（平成23）年度	365,371	0	4,342	369,713
2012（平成24）年度	436,724	24,150	989	461,863
2013（平成25）年度	343,704	23,028	2,533	369,265
2014（平成26）年度	345,917	0	27,243	373,160
2015（平成27）年度	395,115	0	45,935	441,050
平均	377,366.2	9,435.6	16,208.4	403,010.2

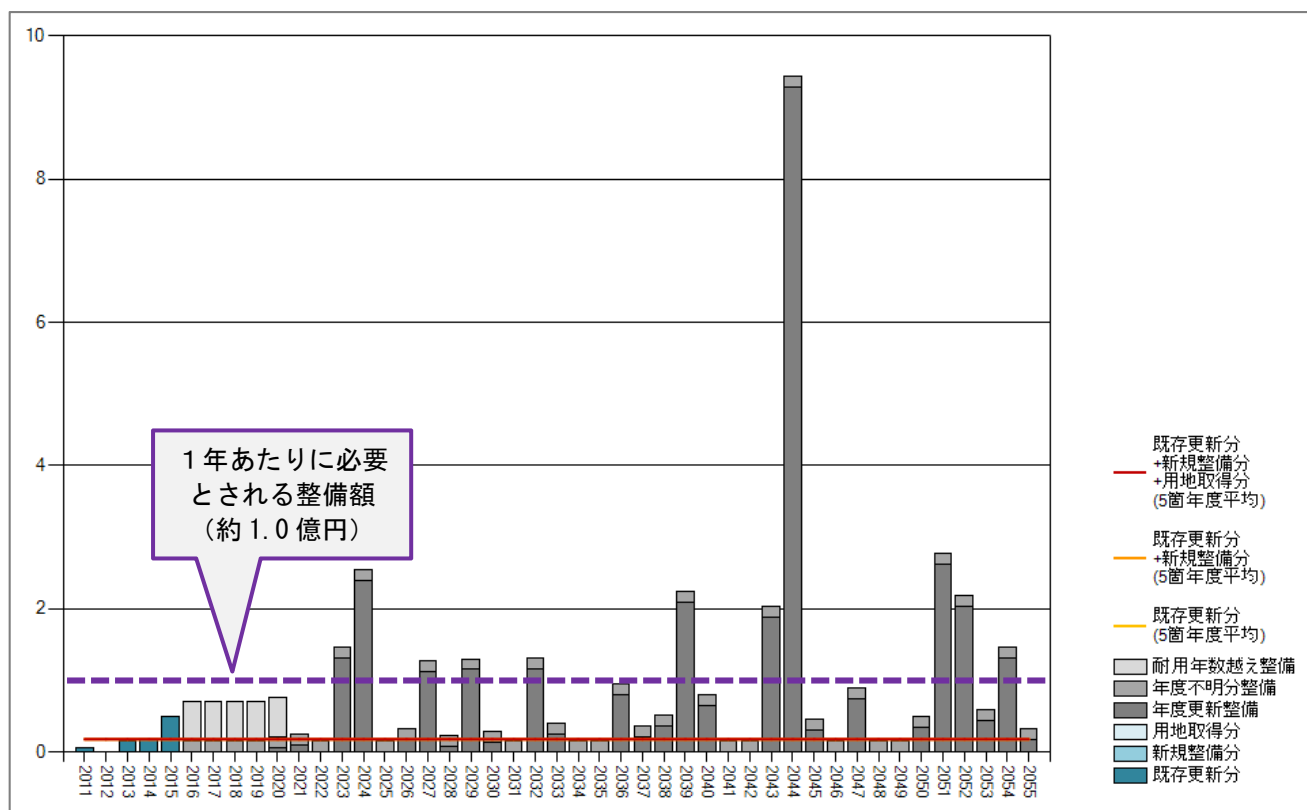
^v 災害対応費を含む。

また、橋梁にかかる更新費用は以下のグラフのとおりです。

既に耐用年数を超えている橋梁もあり、今後早急に対策を検討する必要があります。今後の40年で必要とされる総整備額は約40.0億円、1年あたりでは約1.0億円となっていますが、直近5年間の整備額の平均は1,800万円程度となっています。平成28(2016)年度に橋梁の点検を実施しており、点検結果を基に「橋梁長寿命化計画」の見直しを行っています。今後は見直された「橋梁長寿命化計画」に基づいて計画的な更新を行っていく必要があります。橋梁の架設年度から算出すると、平成56(2044)年度頃には橋梁の更新に多額の費用がかかると見込まれることから、財政の負担を軽減するための取り組みも必要となります。

図表 20 橋梁にかかる将来の更新費用の推計

単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

図表 21 橋梁にかかる直近5年間の投資的経費

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2011(平成23)年度	5,565	0	0	5,565
2012(平成24)年度	0	0	0	0
2013(平成25)年度	16,564	0	0	16,564
2014(平成26)年度	20,137	0	0	20,137
2015(平成27)年度	49,089	0	0	49,089
平均	18,271.0	0.0	0.0	18,271.0

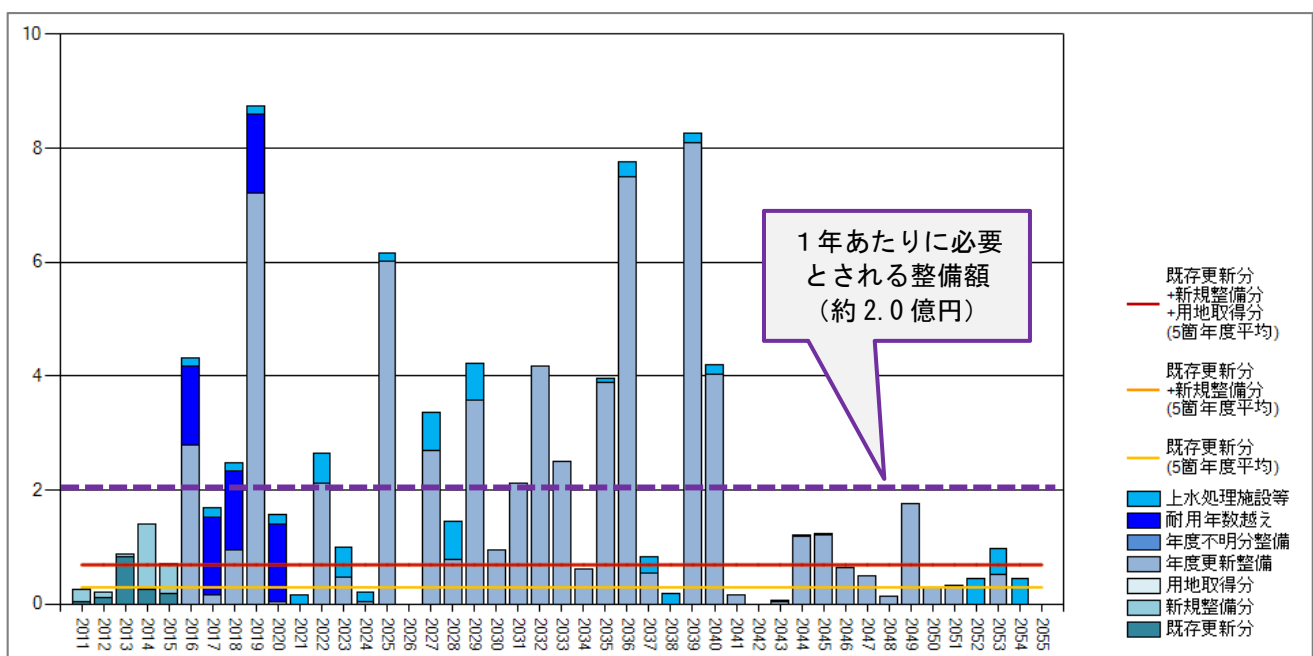
(3) 水道・下水道

水道にかかる更新費用については、以下のグラフのとおりです。

既に耐用年数を超過していると考えられる水道管の更新が早急に求められています。今後40年間で必要とされる整備額は約81.8億円にのぼります。1年あたりに必要とされる整備額は約2.0億円となっていますが、直近5年間の整備額平均は7,000万円程度であったことから、耐震管への交換を含め、町民の居住地域に合わせた更新が求められます。管路や水道施設内の設備の長寿命化を図ることによって、更新費用を平準化していくことも必要です。また、人口減少社会に対応できるよう、長期的な視点をもって更新、新規整備及び除却を進めていく必要があります。

図表 22 水道にかかる将来の更新費用の推計

単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

図表 23 水道にかかる直近5年間の投資的経費

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2011（平成23）年度	4,769	20,946	0	25,715
2012（平成24）年度	12,290	9,465	0	21,755
2013（平成25）年度	83,913	3,331	0	87,244
2014（平成26）年度	27,070	112,460	0	139,530
2015（平成27）年度	19,911	52,466	0	72,377
平均	29,590.6	39,733.6	0.0	69,324.2

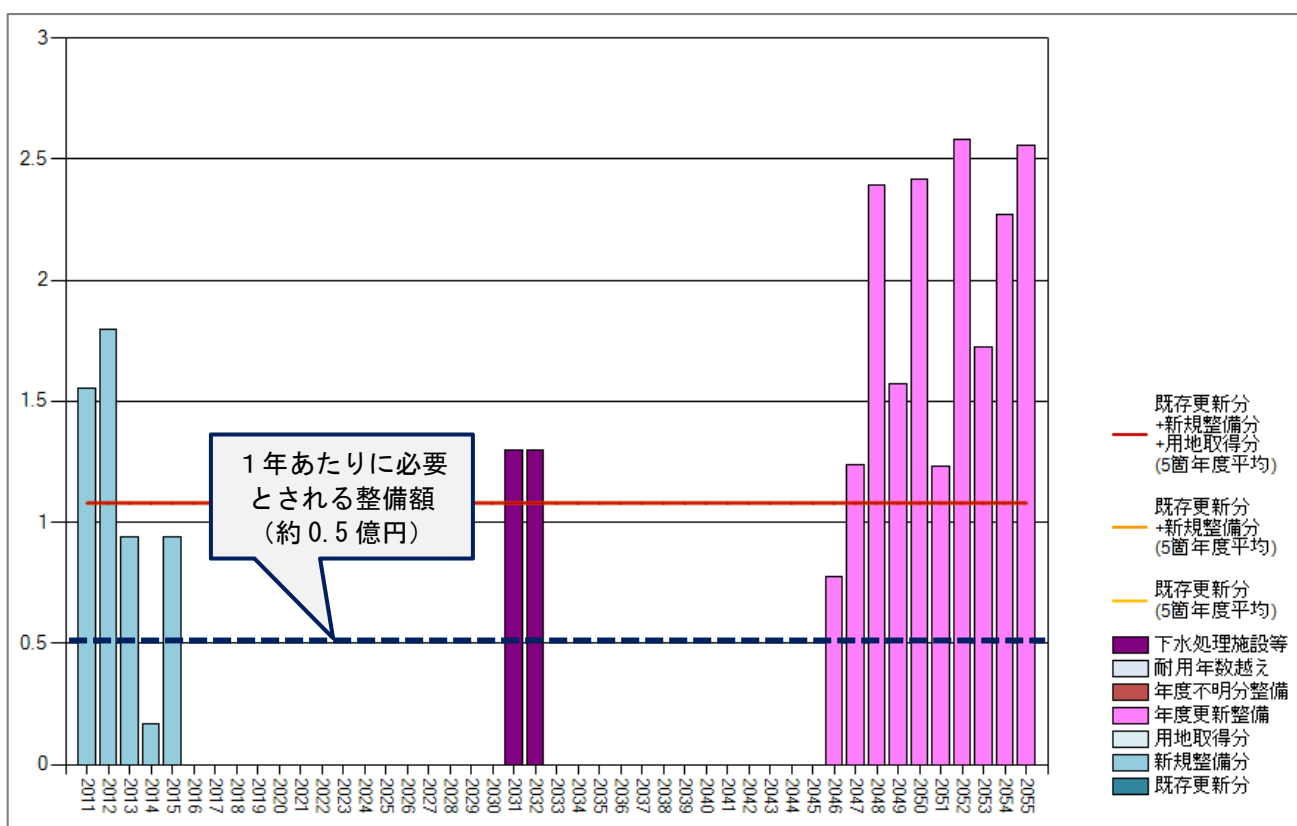
下水道にかかる更新費用は、以下のグラフのとおりです。

今後 40 年間で総額 21.4 億円にのぼります。1 年あたりで約 0.5 億円が必要であると推計されています。

下水道は水道と比べ、近年急速に整備が進んでいるインフラ資産であることから、早急な更新は必要ではありませんが、平成 43 (2031) 年度頃には、下水処理施設の更新が必要となります。平成 58 (2046) 年度以降は下水道管の更新が必要となると予測されており、支出の平準化が求められます。本町の下水道普及率は 52.0%、生活排水処理施設普及率は 83.1% となっていますが、今後人口が減少することを考慮すると、今後は計画的かつ長期的視点をもって整備、除却を同時に進めていく必要があります。

図表 24 下水道にかかる将来の更新費用の推計

単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

図表 25 下水道にかかる直近 5 年間の投資的経費

単位：千円

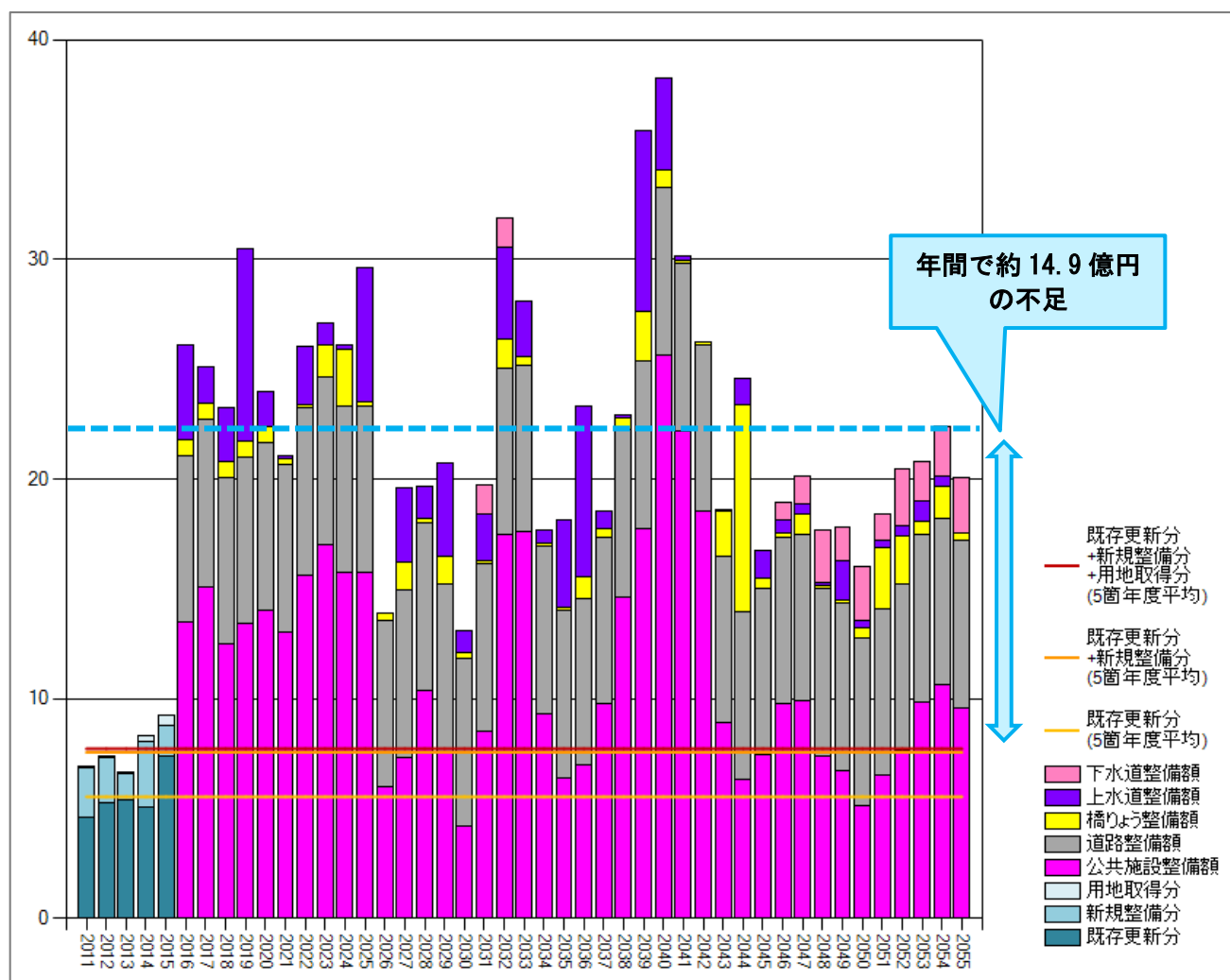
年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
2011 (平成 23) 年度	0	155,281	0	155,281
2012 (平成 24) 年度	0	179,626	0	179,626
2013 (平成 25) 年度	0	94,120	0	94,120
2014 (平成 26) 年度	0	167,329	0	167,329
2015 (平成 27) 年度	0	80,751	0	80,751
平均	0.0	135,421.4	0.0	135,421.4

4.3 すべての公共施設・インフラ資産にかかる将来コスト

今後 40 年間に本町が保有する公共施設、インフラ資産のすべてを維持し続けた場合の必要コストを総務省提供の資産ソフトにより試算したところ、40年間で約909.4億円、1年あたりの整備額は約 22.7 億円にのぼることがわかりました。直近5年間でかけた投資的経費の平均は約 7.8 億円であったことを考慮すると、1年あたりでは、3倍近い費用が必要となります。

図表 26 すべての公共施設・インフラ資産を維持した場合の更新費用の推計

単位：億円



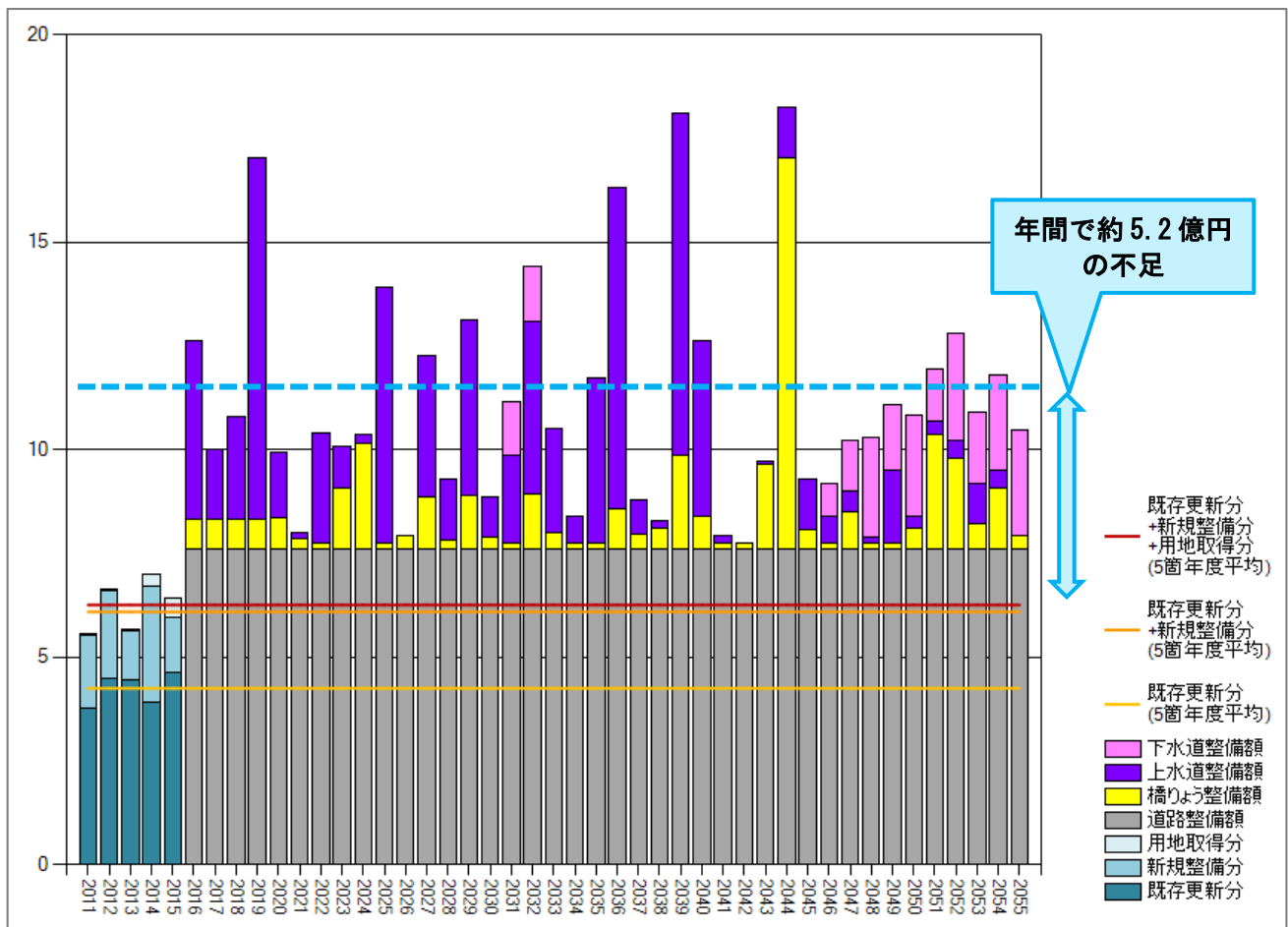
資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

インフラ資産に限って試算しても、今後 40 年間で必要な整備額は約 447.4 億円にのぼり、1 年あたりの整備額は約 11.2 億円となります。これは直近 5 年間の投資的経費の平均（約 6.3 億円）の約 1.8 倍となっています。道路の更新整備にかかる費用だけでも平均額を超えており、今後すべてのインフラ資産を維持していくことは非常に困難であると予想されます。

また、本計画には含まれていない公共施設等を更新した場合や、新規に施設を整備した場合、将来的にかかるコストはさらに増加します。

図表 27 すべてのインフラ資産を維持した場合の更新費用の推計

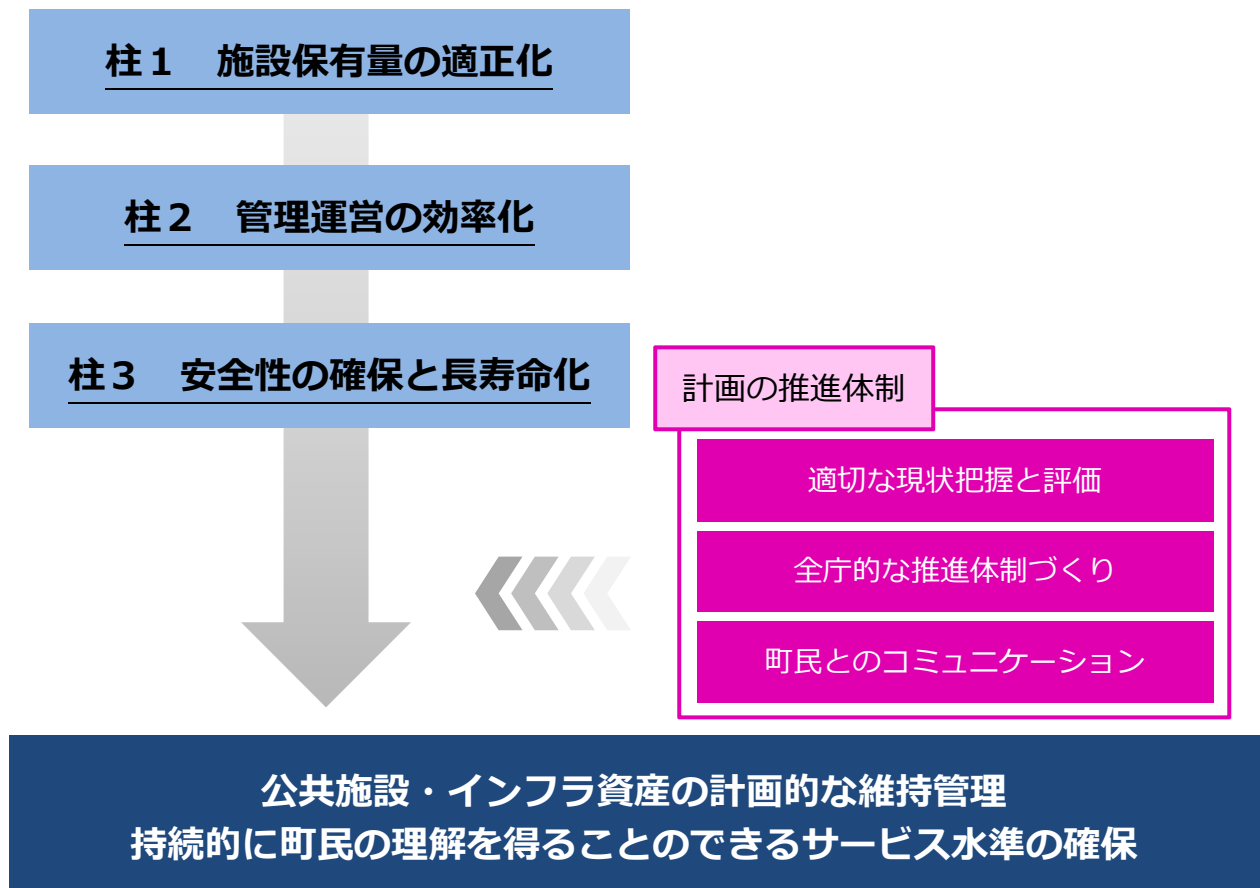
単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

5. 適正管理に関する基本的な考え方

本町の総人口の減少などに伴う社会情勢の変化や厳しい財政状況などを踏まえ、中長期的かつ総合的な視点に立ち、公共施設等を計画的に維持管理するとともに、将来にわたり、町民の理解を得ることのできるサービス水準を確保していくための管理等に関する基本的な考え方を設定します。設定にあたっては、以下の3つを柱とします。



5.1 公共施設等の適正管理のための3つの柱

(1) 施設保有量の適正化

多様化する町民のニーズに対応できるよう、公共施設・インフラ資産の保有総量の縮減を図ることで、将来的に必要となる更新費用や管理運営コストを削減し、本当に必要とされる施設を保有し続けていくことができる体制をつくっていく必要があります。そのための取り組みとして、以下の4点を掲げます。

①施設の縮小や統合、廃止の推進による規模適正化

本町における公共施設は、町民一人あたりの保有施設量から見ても、非常に多くなっています。これまで時代を鑑みながら、必要とされる施設整備を進めてきたことの結果であると言えます。しかしながら、本町は既に人口減少段階にあり、それに伴う施設利用者の減少や施設維持費の増大、経済規模の縮小による歳入の減少などが懸念されています。今後は将来世代の負担軽減のため、施設の縮小や統合、廃止など、あらゆる選択肢を検討していくことが必要です。施設のあり方は地域に暮らす町民の生活に直結するため、廃止や統合などにあたっては入念な議論、調査が必要になります。これからの公共施設等においては、人口規模をみながら、町民にとって満足のいく適正な規模に変化させていくことが必要です。特に集会施設や消防施設などは、今後人口規模が縮小すると見込まれることから、統合なども含めて検討し、必要な施設の存続、あるいは更新を行う必要があります。管理においても、地区が主体となった方がより利便性が向上すると考えられるものもあることから、こうした施設については、行政側で適切なレベルまで状態を回復させ、その後の所管を地区に移管することも考えられます。

必要な公共サービスの水準を維持しながら、全体の保有量を削減していくためには、施設の更新時において施設の複合化を含めた統廃合の可能性を検討していきます。例えば、スペースに余剰がある施設は、更新時に縮小を図る、あるいは1つの施設に複数の機能を集約するなど、利用者数、利用頻度に合わせてより町民が利用しやすい施設へと転換していくことが考えられます。また、学校施設など、利用者が限られている施設についても、利用区域の再編、機能の複合化なども検討していくことも大切です。

また、老朽化が進み、危険性の高い施設については、除却によって未然に事故を防止することができます。危険性が高く、今後も利用が見込まれない施設については、除却を基本方針として、早急な対処に努めます。

②施設の新規整備の慎重な検討

今後 40 年間で必要となる公共施設やインフラ資産の将来更新費用の 1 年あたりの金額は約 22.7 億円となっているのに対し、直近の 5 年間における既存の公共施設やインフラ資産の更新などに充てられた金額は 1 年あたり約 7.8 億円にとどまっています。今後も人口減少が継続していくと予測されている以上、従来の考え方では更新費用を確保することすら非常に困難といえます。新規整備にあたっては、長期的な視点にたち、既存の施設機能やその配置など、多くの観点から慎重な検討を行います。

新規整備を行う場合であっても、転用のしやすい構造とする、転用や統廃合の制約となるような取り決めは行わないなど、施設の整備後であってもその時の状況に合わせた柔軟な利活用が可能となるような整備を行っていくことも考慮するよう努めます。

③民間施設や近隣自治体施設の活用

近年では、自治体が民間の事業者へ施設の運営を委託するなど、自治体に依存しない公共サービスのあり方が模索されています。これまで、自治体が主体となって提供すべきとされてきたサービスでも、民間事業者への委託や、広域連携による施設の共用などにより、大幅なコストの削減を図ることが可能となっています。

本町でなくても民間事業者が十分なサービスを継続的に提供することができ、これによって行政コストの削減が可能となる施設やサービスについては、部分、全体を問わず、積極的な民間への委託を検討します。「公共サービスを提供するための施設は、本町で施設を所有、管理しなくてはならない」という思考の枠にとらわれることなく、民間で提供される代替サービスや近隣自治体に所在する施設の活用についても検討します。

また、近隣自治体施設の活用については、近隣自治体における施設の配置状況を把握し、相互利用の可能性などについて、広域での連携の模索に努めます。

④まちづくりの方向性を踏まえた検討

統廃合など施設保有量の適正化を進めるにあたっては、施設の地理的配置のあり方、まちづくりへの影響を考慮していく必要があります。

町内の各拠点・各地域に求められている機能が喪失しないよう、まちづくりに関する施策との連携を図りながら、施設の配置を検討します。また、施設配置の変更は、施設のアクセス、利用しやすさに影響するため、交通施策との連携も図っていかなくてはなりません。

〈今後想定される施策〉

柱1 施設保有量の適正化

- 1 遊休施設の除却
- 2 施設評価による施設の選択と集中・機能の集約化
- 3 地域による施設管理の推進
- 4 施設更新時における費用負担の明確化
- 5 新規の施設整備における慎重な検討
- 6 民間施設・近隣自治体保有施設の共同利用の検討
- 7 維持管理の民間への委託
- 8 各種計画等との連携

(2) 管理運営の効率化

公共施設の管理運営においては、建て替えや大規模改修の他にも光熱水費をはじめとする維持費など、多額のコストがかかります。したがって、保有し続ける施設については管理運営の効率化を図り、管理運営コストを削減していく必要があります。

また、保有施設の有効活用の観点から、管理運営方法を見直すことにより、町民のニーズをより満たしていける、より望ましい公共サービスが提供できるようにしていかななくてはなりません。特に、インフラ資産は総量の削減が非常に難しいことから、管理運営方法を見直すことで、長期的にかかるコストを削減していくことが重要となります。そのため、以下のような取り組みを進めていきます。

①経費の縮減

公共施設の管理運営コストの縮減を図る観点から、光熱水費や委託費などの縮減の余地がないか常に探っていく必要があります。既に本町では、「岩手町公共施設案内」システムが導入されており、スポーツ施設など一部施設の利用予約がインターネット上でできるようになっています。このような取り組みは、経費の削減につながっています。今後も維持管理業務の包括委託や、照明のLED化、スマートエネルギー^{vi}の導入などによるエネルギーコストの削減などを検討していく必要があります。

②収入の確保

適正な受益者負担について、検討、見直しをすることで、収入面の適正化を図ります。今後は税制等の社会情勢の変動に加え、人口減少に伴う利用者の減少が想定されることから、利用料等の見直しが必要です。また、保有している公共施設やインフラ資産の有効活用を図るため、利用度向上の余地があると考えられる施設は、より良い公共サービスの提供に努めることでさらに利用度の向上を図り、適正な利用料の確保に努めます。

また、町での活用が見込めない施設やインフラ資産については、売却や貸付による収入の確保を検討します。

③PPP手法の活用

民間活力の活用により、安価で質の高い公共サービスの提供が期待できる施設については、指定管理者制度やPFI^{vii}など、PPP^{viii}の積極的な導入を検討します。

^{vi} 情報通信技術(ICT)を利用して、施設で利用される電気やエネルギーを効率よく利用するためのシステムのこと。

^{vii} Private Finance Initiative の略称。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方のこと。

^{viii} Public Private Partnership の略称。公民が連携して公共サービスの提供を行う仕組みを指す。

〈今後想定される施策〉

柱2 管理運営の効率化

- 1 維持管理業務の包括委託
- 2 スマートエネルギーの導入などによる光熱水費の削減
- 3 利用料の見直し
- 4 遊休施設・遊休資産の貸付・売却
- 5 民間活力の導入による効率的な管理運営

(3) 安全性の確保と長寿命化

公共施設等の老朽化は、時間とともに進行する、避けて通ることのできない問題です。老朽化に対処するため、安全性の確保を図るための適切なメンテナンスを適切なタイミングで行っていくことが必要になります。

そのため、以下のような取り組みを進めていきます。

① 継続的に点検、診断、メンテナンスを行っていくことのできる体制の整備

長期にわたって安全性が確保されるよう、必要な点検・診断を継続的に行うとともに、点検・診断結果に基づく適切なメンテナンスを行っていく体制を整える必要があります。施設の置かれる環境によって、建物、設置物の状況はそれぞれ異なると考えられるため、きめ細かな点検・診断に基づく保全を行っていきます。

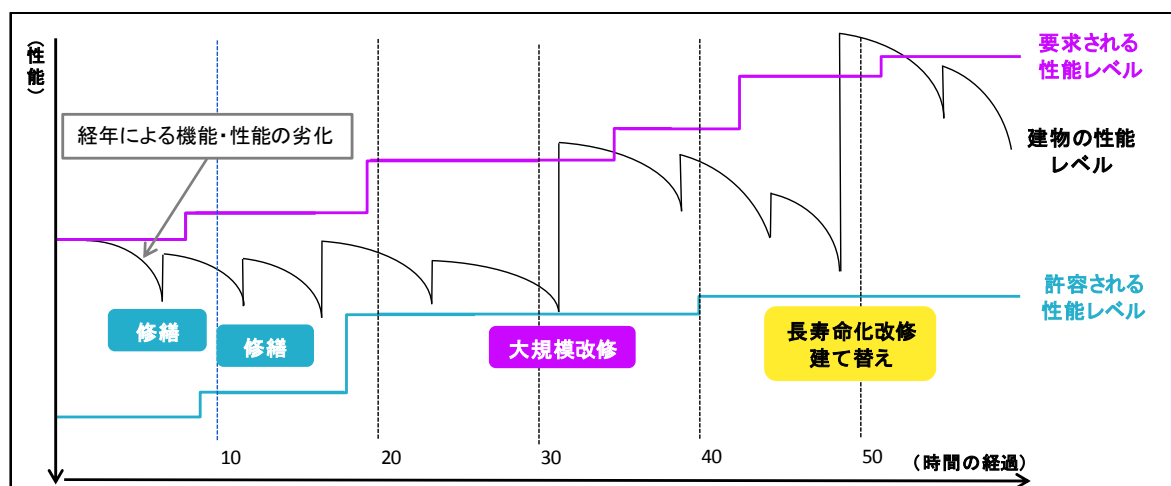
② 長寿命化の推進

修繕が必要な状態になってから事後的に修繕を行うのではなく、損傷が軽微である早期段階において予防保全的に修繕を行うことにより、施設を適切な状態に保つとともに、より長持ちさせることができます。また、長寿命化により施設の整備から更新までの期間を延伸することで、中長期的なコスト効率性の向上も図ることができます。

今後、多くの施設の更新時期が重なるため、費用負担が同時期に集中することが予想されていますが、長寿命化によって時間的な猶予をつくることで、費用負担の平準化が図りやすくなる効果が望めます。長寿命化は、施設だけではなく、施設内部の設備においても有効です。

本町においても、長寿命化によるメリットを生かし、財政的な負担を軽減させるよう努めます。

図表 27 予防保全による施設の長寿命化イメージ



〈今後想定される施策〉

柱3 安全性の確保と長寿命化

- 1 公共施設・インフラ資産の定期的な点検
- 2 各個別施設計画の策定・定期的な見直し
- 3 予防保全を前提とした公共施設・インフラ資産の維持管理

5.2 主な施設・インフラ資産の今後の整備・維持管理方針

主な施設・インフラ資産の今後の整備・維持管理方針は以下のとおりです。個別の施設・建物の状況とは異なるため、個々の対応は状況に応じて実施していく必要があります。また、本計画で設定された「適正管理に関する基本的な考え方」や、本計画に基づいて策定される個別計画に沿って対応することとなります。

図表 28 主な施設・インフラ資産の今後の整備・維持管理方針

主な施設・インフラ資産		今後の整備・維持管理方針
公共施設	《集会施設》	地区による利用がメインとなっています。老朽化が進むところもあり、今後は個別の施設ごとに必要な対応が求められます。補助メニューの違いにより所管が異なるものもあることから、施設間で扱いに差がないよう、公正な維持管理を行っていく必要があります。また、地区への移管についても検討していく必要があります。
	《学校》	老朽化が進んでいます。今後も利用していく施設については、安全性を最優先に考慮し、適切な維持管理を行います。トイレなど設備の改修も必要となっています。また、閉校となっている学校については、利活用について検討します。
	《消防施設》	消防屯所を更新する時期を迎えています。人口減少による消防団の統合も検討しなくてはならないことから、消防体制の再検討と合わせて施設等の更新を進めます。 なお、「盛岡中央消防署岩手分署」は安全性・機能性を有する建物として、平成 30 年 7 月に移転・新築しました。(平成 30 年 7 月一部改訂)
	《公営住宅》	建物の老朽化が進んでいます。必要な改修を行い、長寿命化を図ります。また、解体予定の建物は着実な実行に努めます。
道路・橋梁		橋梁は「岩手町 橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な点検と修繕を行っています。また、現在は橋梁の性能点検を実施しており、検査結果に基づいて新たに修繕計画を策定することとなっています。 道路についても、交通に支障がないよう適切な維持管理に努めます。
水道施設・水道		施設及び設備の一部の更新が必要です。保守点検により、必要に応じて修繕を行いながら、維持管理費の削減に努め、更新時における財政負担の軽減に努めます。
下水道施設・下水道		「岩手町浄化センター」は民間企業に維持管理業務を委託しています。人口減少により施設に余裕が生じています。今後も維持管理費を縮減し、今後の施設更新費用を確保します。

5.3 計画の推進体制（フォローアップの方針）

今後、本計画を着実に推進していくための体制づくりとして、以下の3点を掲げます。

①適切な現状把握と評価

公共施設マネジメントにおいては、対象施設の適切な評価に基づいて推進していくことが必要です。このため、施設の更新や今後のあり方などを検討する場合は、施設利用度など当該施設について詳細な情報を把握し、データに基づく客観的な評価及び施設の性能診断を行うことで適切な評価を行うことができます。

施設の保全管理を効率的かつ効果的に行うためには、建物台帳及び土地台帳を活用した施設情報の一元化や公会計情報の活用などに取り組んでいくことが必要です。既に整備されている情報基盤と合わせて、公共資産の効率的な管理に向けて努めていきます。また、公共施設、インフラ資産の改修、更新が行われた場合、速やかにデータに反映させるための仕組みづくりに努めます。

また、公共施設等の維持管理には、ランニングコストを知ることが重要です。個別の施設において、年間でどれくらいの費用が必要となっているか、継続的な調査を行うことも、施設管理においては検討材料の一つとなります。

②全庁的な推進体制づくり

公共施設マネジメントは、政策、財政、財産管理、建築土木、都市計画、産業振興、町民との協働など、様々な側面からの検討が必要となる取り組みであることから、施設所管課をはじめ、各課の連携が求められます。このため、全庁的な推進体制をもって情報の共有と認識の共有を図るとともに、個別の施設にかかる検討は関係部署間で連携しながら進めます。

③町民とのコミュニケーション

公共施設マネジメントは、町民に対する公共サービスのあり方に大きく影響を与える取り組みであり、町民の視点は不可欠です。

利用状況の継続的な把握や、町民のニーズの把握に努めるとともに、適時適切な情報提供や意見聴取などに努め、コミュニケーションを図りながら持続的かつ適切な公共サービスの提供を目指します。

また、町民だけではなくNPO等団体や企業も巻き込み、民間と行政が連携して施設を維持管理していくことができるような仕組みづくりに努めます。

図表 29 今後の計画推進イメージ

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33 以降
公共施設等総合 管理計画	策定	計画の推進				
公共施設		施設の適正配置の検討		個別計画の策定		計画の推進
道路・橋梁	橋梁長寿命化 計画の策定	定期的な 点検・修繕				
水道・下水道	経営戦略の 策定	経営戦略の 推進				
			長寿命化計画 の策定	定期的な 点検・修繕		

6. おわりに

6.1 おわりに

これまで、日本全国において、公共施設、インフラ資産の多くが高度経済成長期の急激な社会環境の変化に追随する形で建設が行われてきましたが、現在ではその多くで老朽化が進んでおり、改修や更新、除却などが必要となってきています。本町においても同様であり、今後 10 年程度で多くの公共施設等で改修や更新が必要となることが判明しています。加えて、今後は人口減少社会への突入という大きな社会構造の変化を迎えることとなり、現役世代の負担は今後も増大していくことが見込まれています。人口の減少に伴って、一人あたりの施設の維持費も増大していくことから、次世代の負担を少しでも軽減するための取り組みが必要です。

限られた財源の中で、今ある施設をできるだけ長く使えるようにしていくこと、施設を利用する人がより使いやすくなるようにしていくことが、これからの公共施設に求められる性能の 1 つとなります。また、社会・経済情勢の変化に適宜対応できるような設備、性能を持つ施設に転換し、今までの単独使用目的の建物から、複数使用目的の建物にしていかななくてはなりません。今までの「あればいい」公共施設等から、「中身のあ

る」公共施設等への転換が求められています。本町に所在する、各公共施設、インフラ資産のあり方について、本計画の策定を契機として見直し、その性能をより発揮できるような環境づくりに努めます。